

# 近世朝廷の記録管理と実務組織「口向」

## —「禁裏執次所日記」を素材に—

細 谷 篤 志

### 【要 旨】

本稿では、近世朝廷における組織的な記録管理の実態について、口向を事例に検討した。口向とは、近世において御所の日常業務を管掌した組織・空間のことで、そこに勤仕した実務担当者を口向役人という。彼らは、朝廷内での広範な実務や雑務に対応した役職に就き、朝廷の円滑な運営に貢献した。また、江戸幕府から派遣された旗本の禁裏付武家が実質的に口向役人の任免を司ったことから、口向は幕府による朝廷統制の末端に位置づいていたといえる。

その役人集団のなかに、文書・記録管理に専従する役職として「日記役」があった。正徳5年（1715）の設置以来、幕末まで計64名の就任が確認される。同役が筆録した記録には「禁裏執次所日記」があり、その一部である計71冊が宮内庁書陵部に現存している。収載内容は、口向役人に関する事柄のほか、朝廷の年中行事や、天皇・公家らの相続、幕府・諸大名による朝廷献上物など、きわめて多岐にわたる。

同記録は、口向の筆頭職「取次」が職務上の必要から利用したものと思われるが、その作成や簡便な利用のために、日記役を中心として口向の諸職が組織的に動員された。さらに記録の情報源は、朝廷の各部署などから取次にもたらされた文書類が中心であったとみられる。したがって、朝廷全体での出来事を総括した公的記録たる「禁裏執次所日記」の管理は、口向の組織的基盤と取次の情報集積機能によって存立していたと考えられる。

### 【目 次】

はじめに

1. 口向の組織と機能
  - (1) 口向役人の職制
  - (2) 口向の支配形態
  - (3) 小括
2. 「禁裏執次所日記」の作成と日記役
  - (1) 口向における日記役の特徴
  - (2) 「日記」の清書作業と従事者
  - (3) 小括
3. 「禁裏詰所日記部類目録」とその作成過程
  - (1) 「部類目録」の内容
  - (2) 「部類目録」の筆録と編綴

(3) 小括

4. 記録管理における取次の機能

(1) 取次の情報集積機能

(2) 「日記」の保管・保存

(3) 小括

おわりに

はじめに

日本近世の<sup>もんじょ</sup>文書管理史研究は、村や町、幕府、藩、あるいは商家などを対象に、歴史学やアーカイブズ学の諸分野を包摂するかたちで展開してきた<sup>1)</sup>。その研究視角は、特定の組織体・集団の機能や構造を踏まえて、そこでの文書や記録の作成から保存あるいは破棄に至る一連のプロセスを「文書管理」・「記録管理」として対象化するというものである<sup>2)</sup>。

それに対して朝廷については、禁裏文庫（官庫）や公家文庫の研究が行われている<sup>3)</sup>。とくに近世禁裏文庫の研究は戦前来の蓄積があるが<sup>4)</sup>、近年においても、たとえば松澤克行氏により、従来研究のなかった後光明天皇期（1643～54）の禁裏文庫の様子と同天皇の蒐書活動が明らかにされている<sup>5)</sup>。公家文庫についても最近、林大樹氏が一条家の文庫に関する論考を発表し、「近世公家アーカイブズ」研究への道筋をつけた<sup>6)</sup>。このように、中世以来の文書・記録・典籍・儀式書などを天皇・公家がいかに管理したかという点は、文庫研究が種々の成果を挙げている。しかし、文書管理史研究と比較すると、実際に朝廷という組織を運営するにあたって文書や記録がどのように管理されたかという視角からの研究の蓄積は薄い。

その意味では、天明大火で罹災した堂上公家・地下官人を事例に、朝廷・公家の記録管理を

- 
- 1) 近年のまとまった成果として、まず村における文書管理については、文書の作成段階を中心に検討した富善一敏『近世村方文書の管理と筆耕—民間文書社会の担い手—』（校倉書房、2017年）と、文書の利用段階に焦点を当てた工藤航平『近世蔵書文化論—地域<知>の形成と社会—』（勉誠出版、2017年）がある。町における文書管理は、渡辺浩一『日本近世都市の文書と記憶』（勉誠出版、2014年）が文書の利用段階を対象に検討している。また国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究—近世における文書管理と保存—』（岩田書院、2008年）、同編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』（思文閣出版、2015年）、同編『近世大名のアーカイブズ資源研究—松代藩・真田家をめぐって—』（思文閣出版、2016年）などが、幕藩権力の文書・記録管理を包括的に扱っている。
  - 2) ただし研究者により、研究視角や用語利用には若干の相違も見られる。なお念のため記しておく、本稿で「文書」や「記録」という用語を用いる場合、概して古文学書の用法に依拠している。本稿に「記録管理」という題目が付されているのは、後述するように主として公日記（公的記録）を検討素材に用いるからである。
  - 3) 田島公編『禁裏・公家文庫研究』1～7（思文閣出版、2003～2020年）に所収の諸論考や、酒井茂幸『禁裏本歌書の蔵書史的研究』（思文閣出版、2009年）などが、近年の成果として挙げられる。
  - 4) 2000年代初頭までの当該研究の到達点については、田島公「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録—東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために—」（前掲註（3）田島編著1、2003年、初出2001年）に詳しい。
  - 5) 松澤克行「後光明天皇期における禁裏文庫」（前掲註（3）田島編著3、2009年、初出2006年）。
  - 6) 林大樹「失われた近世一条家文庫について—近世公家アーカイブズ研究序説—」（前掲註（3）田島編著7、2020年）。

検討した西村慎太郎氏の諸論考<sup>7)</sup>は画期的であった。西村氏は災害による記録の消失という具体的な事例から、個々の家によって「記録資料を集積し、管理し、公日記などが作成」<sup>8)</sup>されていた事実を明らかにしている。しかしながら、「近世の朝廷においては組織的に記録資料を作成・管理していない。そのような部署も存在しない。日々、大量の文書が作成・発給されるにも関わらず、である」<sup>9)</sup>との指摘には首肯しかねる。

事実、村和明氏は、近世朝廷の公日記を概括した論考<sup>10)</sup>において、御所を構成する「表」・「奥」・「口向」の各空間・役所で組織的に作成された公日記類を紹介している。従来の文庫研究や公家の私日記の検討とは異なり、朝廷の公日記の存在を全般的に提示した点で意義深い論考である。とくに口向という御所の日常業務を管掌した組織・空間において作成されていた「禁裏執次所日記」(宮内庁書陵部蔵)と、その索引として編綴されたとみられる「禁裏詰所日記部類目録」(同蔵)についての詳細な説明が注目される。口向の研究は、近世天皇・朝廷研究の隆盛にもかかわらず低調で、それを正面から扱った専論もほとんど存在しない<sup>11)</sup>。ために口向の公日記については等閑に付されてきたきらいがあるが、村論文によってその存在がようやく明示されるに至った<sup>12)</sup>。したがって先の西村論文の指摘は再考を要するが、村論文も著者自ら述べるように「概観」の域を出ないわけで、近世朝廷の組織的な記録管理についてより踏み込んだ検討が求められる。

そこで本稿では、村論文によってその概要が示された「禁裏執次所日記」と「禁裏詰所日記部類目録」を素材に、近世朝廷の実務組織「口向」における記録管理の実態を考察する。主な

- 
- 7) 西村慎太郎「回祿からの再生—罹災と公家の記録管理—」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』7、2011年)、同「災害による朝廷儀式記録の消失と高御座の再生—天明の大火後の即位礼を事例に—」(『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』12、2016年)。
- 8) 前掲註(7)西村「回祿からの再生」、6頁。
- 9) 同上、4頁。ただし「御湯殿上日記」や、「禁裏番衆所日記」(宮内庁書陵部蔵)・「議奏日次案」(同蔵)の存在を例外として挙げている。
- 10) 村和明「近世朝廷における公日記について—執次『詰所日記』の部類目録を中心に—」(前掲註(3)田島編著4、2012年、初出2009年)。なお本論文は『禁裏・公家文庫研究』に収載されているが、文庫研究の観点から執筆されたものというよりは、近世朝廷における公日記類の史料紹介という性格の論考といえる。
- 11) ただし、様々な研究で口向そのものは言及されてきた。具体的には、①近世朝廷財政の研究と、②「安永の御所騒動」の検討が代表的である。①は、奥野高廣「江戸時代の皇室御経済」(『皇室御経済史の研究 後篇』中央公論社、1944年、初出1936・1940年)、佐藤雄介『近世の朝廷財政と江戸幕府』(東京大学出版会、2016年)がある。奥野論文は「禁裏御経済の中核は口向」(348頁)と位置づけ、佐藤著は口向を「各御所の勘定方とも言うべき部署」(280頁)と定義する。②は、前掲奥野論文と佐藤著のほか、三浦周行「江戸幕府の朝廷に対する法制」(『統法制史の研究』岩波書店、1925年、成稿1903年)、平井誠二「江戸時代の公家の流罪について」(『大倉山論集』29、1991年)、高埜利彦「後期幕藩制と天皇」(『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、2014年、初出1993年)などが挙げられる。なお「安永の御所騒動」とは、安永2(1773)年から翌年にかけて、口向役人の不正(帳簿の不正操作・金銭の横領など)を幕府が摘発し、死罪も出た事件のことで、口向役人不正事件とも呼ばれる。以上の他にも口向に触れた研究は散見されるが、その多くは政治史・財政史・法制史研究などの一環からの検討であるために局所的言及にとどまり、口向全体の組織構造への目配りも十分とはいえない。
- 12) もっとも「禁裏執次所日記」など各御所の「執次詰所日記」は『天皇皇族実録』の各巻に引用されており、その認知度は低くはないと思われるが、研究利用は概して低調である。そうしたなかで、高橋博『近世の朝廷と女官制度』(吉川弘文館、2009年)が、「禁裏執次所日記」をふんだんに利用していることは注目に値する。

検討課題としては次の4点を掲げたい。①記録の出所である口向の組織構造と機能を明示する(第1節)。②「禁裏執次所日記」の作成の担い手について、「日記役」を中心にその実態や特徴を検討する(第2節)。③「禁裏詰所日記部類目録」の内容およびその筆録・編綴のありようを分析し、あわせて「禁裏執次所日記」の利用目的について考える(第3節)。④こうした記録管理において口向役人の筆頭職「取次(執次)」が果たした機能について論じる(第4節)。このように従来の文庫研究とは異なる視角から、朝廷の記録管理の考察を試みることで、近世文書管理史研究と近世朝廷研究のさらなる進展、および両研究の接合に寄与できればと考えている。

さて本論に入る前に、「禁裏執次所日記」の概要について記しておこう。同史料は宮内庁書陵部に所蔵されており、明和4年(1767)～弘化4年(1847)の計71冊(欠年あり)が現存している<sup>13)</sup>。いずれも豎帳で、同じ判型である。もとは延宝元年(1673)頃からのものがあつたとみられるが、安政元年(1854)の大火により多くが焼失し、その際に搬出し得た原本と、損傷したものを写した写本が、書陵部に現存する71冊である<sup>14)</sup>。原史料には「日記」という外題が付してあり、現在称される「禁裏執次所日記」の名は、近代になって宮内省へ移管後に付けられた名称と推測される。収載内容は、口向の管掌業務や役人に関する事柄にとどまらず、朝廷の年中行事や儀式、神事・仏事、天皇・宮家・門跡・公家らの相続、女官の任免、幕閣・在京幕臣・諸大名による朝廷献上物についてなど、きわめて多岐にわたる。こうした朝廷全体に関する諸情報が日次記のごとく記され、1冊ないし2冊<sup>15)</sup>で1年分の内容がまとめられている。そのため「日記」本体は「一年分でも厚さ一〇センチを超える大部の記録」<sup>16)</sup>であり、その検索手段として「禁裏詰所日記部類目録」が作成されたものと容易に想像される。後掲の【表4】では「部類目録」各巻(①～⑩)の内訳を示したが、ここから「日記」のおおまかな内容が把握できよう。

いわば「禁裏執次所日記」は、朝廷という組織全体での出来事を総括した公的記録であり、同様の性格を持つ記録は幕府・諸藩でも作成されていた<sup>17)</sup>。これらとの比較にも言及しつつ、口向においてそうした記録がどのように、そしてなぜ管理(=作成・利用・保存)されたかという問題を、上述した4点の課題から探る。

なお行論の都合上、「日記」、「部類目録」と称する場合があるが、それぞれ「禁裏執次所日記」と「禁裏詰所日記部類目録」のことを指している。また史料中の( )内の記載については筆者によるもので、〈 〉内は割註を表す。漢字は常用漢字に統一し、闕字・平出は省略した。

13) なお国立公文書館には「取次日記」の名称で、嘉永元年(1848)の下半期分が所蔵されている(林大樹氏のご教示を得た)。同館への所蔵経緯は不明であるが、現存する「禁裏執次所日記」の中で最も新しい年次のものということになる。

14) 宮内庁書陵部『"近世の記録" 展示目録』(1980年)、13頁、川田貞夫「執次詰所日記」(『国史大辞典』10、吉川弘文館、1989年)。

15) 2冊の場合は、1年のうち上半期の内容を記した上巻と下半期の下巻に分かれる。

16) 前掲註(10)村論文、65頁。

17) たとえば、「江戸幕府右筆所日記」や「弘前藩庁日記」などが挙げられる(それぞれ、小宮木代良『江戸幕府の日記と儀礼史料』吉川弘文館、2006年、中野達哉「弘前藩庁日記と日記役」『国文学研究資料館紀要 アーカイブズ研究篇』9、2013年などに詳しい)。

## 1. 口向の組織と機能

本節では、朝廷の記録管理の一端を検討する前提として、記録の出所である実務組織「口向」の構造や機能を見たい<sup>18)</sup>。具体的には、口向の職制と支配形態の明示を試みる。

### (1) 口向役人の職制

口向とは、近世朝廷において御所の日常業務を管掌した組織・空間のことで、そこに勤仕した者を総称して口向役人という<sup>19)</sup>。彼らは、帳簿の作成や物品の購入といった財政面での実務をはじめ、天皇以下の膳の調理・調進、殿舎の営繕、庭園の管理・掃除、文書・記録の管理、奥や表での諸雑務、門番など多岐にわたる職務を分掌した。したがって機能に応じて細かく役職が設けられていたのだが、口向役人は「侍分（士分）」と「下部（仕丁）」という2つの階層に大別される<sup>20)</sup>。

ここでは、安政期（1854～1860）に在京幕臣が編纂したとされる<sup>21)</sup>「御所々御入用筋書抜」に所収の「禁裏口向取次以下仕丁迄人数書」<sup>22)</sup>（以下、「人数書」）をもとに口向役人の職制を見たい。「人数書」は、表題の右上に「寛政九巳年改」と朱書きされていることから、寛政10（1798）年に人件費抑制の一環として幕府により改定された、口向役人の定員規定の草案とみられる<sup>23)</sup>。口向役人について、役職ごとの切米・役料や定員、職務などが詳細に記載されている。以下、「人数書」をもとに職制表（【表1】・【表2】）を作成することで、口向役人の職掌の総体的把握を試みる。それでは侍分と下部の職制をそれぞれ簡単に見ていこう。

まず侍分について扱う。職制は【表1】にまとめた。ここから計169名の侍分が確認でき<sup>24)</sup>、職制としては「取次（執次）」を筆頭に「小間使」や「御茶挽」までの職種があったことが分かる。なかでも取次は、職務内容に「口向侍分・下部差配」とあるように、口向全体を統括する役目を負った。侍分を担った計202家の系譜が記される「御内儀侍中家譜」（宮内庁書陵部蔵、次節で詳述）によれば、取次を世襲で務める家は20家程度に限られており、いずれも「中詰」か「御膳番」を経験したのち、取次に昇任するのが通例であった。それ以外の家もおおむね世襲で侍分を務め、「使番」（一部は「小間使」）を初発として諸職に転任・昇任した。特定の家が務めた役職としては、徳岡家が単独で担った「御茶挽」のほかは<sup>25)</sup>、料理人の「板元」が顕著な例

18) 今のところ口向の組織を全般的に叙述しているのは、明治期に編纂された「禁中行事記聞」（宮内庁書陵部蔵）、下橋敬長述・羽倉敬尚注『幕末の宮廷』（平凡社、1979年、初出1922年）、前掲註（11）奥野論文に限られる。これらは近世朝廷の具体相を知るうえで有益ではあるが、出典不明箇所や誤記が多々見られることから、本稿では使用を最低限にとどめ、できるだけ同時代史料に依拠したい。

19) なお口向は各御所に存在したが、本稿で扱うのは御所の代表格である禁裏御所の口向である。

20) 前掲註（11）奥野論文、佐藤著など。

21) 前掲註（11）佐藤著、12～13頁。

22) 寛政9年「禁裏口向取次以下仕丁迄人数書」（東京大学史料編纂所蔵「御所々御入用筋書抜」5）。「書抜」には朝廷財政に関する幕府の達書や覚書が多数書き留られている（前掲註（11）佐藤著）。

23) 前掲註（11）佐藤著、168頁。ただし定員規定それ自体は未詳である。

24) 「人数書」はあくまで草案であるため、実際の人数との異同は一部見られる（【表1】註記参照）。これは下部も同様であろう。

25) 前掲註（18）下橋著、176頁。

表1 禁裏御所における侍分の職制 (寛政9年)

役職	人数	職務内容		切米・役料
取次	7人	侍分の筆頭。禁裏付のもとで口向全体を統括	但、当番・泊番共忝人、筆頭者巳刻より申刻迄日勤、外二忝人ツ、日々相詰、奥向より被仰出候御用向取斗、奥向三仲間・一采女・刀自以下宗旨改請状等取之、口向侍分・下部差配、支配江申渡、諸預取扱、且重立候御使等相勤申候、	禁裏御藏渡 切米11石3人扶持
御賄頭	(1人)	勘定方を差配。幕臣が就任	—	—
勘使買物使兼	2人 (4人)	勘使所の勘定事務。半数は幕臣が就任	但、当番・泊番共忝人、昼之内添番忝人相詰、米銀請払其外都而御入用方ニ拘り候儀、并御翠簾御奥之御構内御用等取斗申候、	禁裏御藏渡 切米5石2人扶持 役料3石 小堀置米渡 役料8石
御膳番	5人	膳の調進	但、当番・泊番共忝人、昼之内添番忝人相詰、御膳附候節罷出、板元より請取之、御末江相渡、且御膳魚・鳥・青物等奥上り之節立合罷出申候、	禁裏御藏渡 切米5石2人扶持 役料3石ツ、
中詰	11人	禁裏付の給仕	但、当番四人・泊番無之、日々辰半刻比より罷出、御附詰合之内相詰、所司代御内玄関より御参之節膳用、其外町奉行参上之節膳等相勤申候、	禁裏御藏渡 切米5石2人扶持
御修理職	3人	営繕業務	但、当番忝人・泊番無之、日々辰刻より申刻迄相詰、奥向より被仰出候御用向承、積帳等仕立、御附江差出調済之上取斗、其外御構御用等取斗申候、	禁裏御藏渡 切米5石2人扶持 役料2石ツ、
御賄方	6人	賄所の勘定事務	但、当番・泊番共忝人、昼之内添番忝人相詰、都而御進物類其外御賄方御次用諸品清問渡、且米方請払并諸向日々渡物、且月々御勘定組仕上ケ之類取斗申候、	禁裏御藏渡 切米5石2人扶持 役料米3石ツ、
御厨子所小預	3人	朝儀の膳を調理	但、詰合無之、御膳方御用ニ付辰刻比罷出御膳方御末江相渡退出、三人之内兩人者半月代り御用相勤、忝人者御用之節斗罷出候、	禁裏御藏渡 切米10石
板元吟味役	2人	板元の差配、料理の点検	但、当番・泊番共忝人相詰、御膳方御献立御膳番立会御末を以相伺、御治定之諸品員数積仕、御賄頭承届候上相仕立、都而諸向認用仕立等相勤申候、	禁裏御藏渡 切米8石2人扶持 役料2石
板元役	8人 (11人)	日常の膳の調理	但、当番・泊番共四人、昼之内添番忝人相詰、右之外勤向前同断、	禁裏御藏渡 切米5石2人扶持 役料2人3石・3人2石・3人無之
鍵番	6人	奥に通じる御錠口の番	但、当番・泊番共忝人、奥御錠口御番相勤、且三仲間寺請状毎年相改、御医師・御局江相廻候節々附添申候、	禁裏御藏渡 切米5石2人扶持 役料2石ツ、
奏者番	4人 (3人)	各方面からの献上物を受理し、奥へ取り次ぐ	但、当番忝人・泊番無之、奏者所江卯刻より罷出、諸向御使等有之候得者御用向承り御物仕江申達、御客等無之節者申刻比引取申候、	禁裏御藏渡 切米5石2人扶持 役料2石ツ、
御使番頭	3人	使番の差配	但、当番・泊番共忝人、奥向より之御用向番頭江申出候付差図いたし御使等申候、	禁裏御藏渡 切米5石2人扶持 役料2石ツ、
御花壇奉行	3人	庭園・植木の管理	但、当番・泊番共忝人、奥向より被仰出候御庭植木御用其外掃除等山のものニ申付、且植木類御買上取斗申候、	禁裏御藏渡 切米5石2人扶持 役料2石ツ、
日記役	3人	文書・記録の管理	但、当番・泊番共忝人、取次詰所御用日記并其外書物等相認申候、	禁裏御藏渡 切米5石2人扶持 役料2石ツ、
御使番	37人	朝廷内での雑務	但、当番・泊番共拾七人、奥向より被仰出候都而御使并御殿向御縁側掃除、御格子揚ケ下ケ、女中方御用ニ付外出之節供廻り、且客女中有之候節膳部御文庫御道具出し入、御内玄関番宮方御参内之節御雇等申来候得者是又相勤申候、	禁裏御藏渡 切米5石2人扶持
小間使	3人	朝廷内での雑務	但、当番・泊番共忝人、堂上方膳部用、且奥向御用向承り向々江申達并女中向御用ニ付外出之節等供廻り相勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石5斗2人扶持
御茶挽	1人	茶を挽き、調進	但、在宅罷出御用之節々御茶挽立、御膳番立会御献方非藏人江相渡申候、	禁裏御藏渡 切米5石
「禁裏より洞中江御附人」	57人	(仙洞御所出仕者)	(但、取次より御使番迄、)	—
計	164人(169人)			

註(22)「禁裏口向取次以下仕丁迄人数書」をもとに作成。ただし「人数書」には幕臣が含まれていないため、御賄頭については同時期の公家鑑を参考に加えた(註(29)深井・藤實編著の第10巻参照)。また「人数書」は「御賄方」を「御賄頭」と記載しているが、誤記とみられる。各役職の人数は、公家鑑と異同がある場合、公家鑑の人数を( )で示した。職務内容のうち左側の記述については、註(18)「禁中行事記聞」、下橋著、144～184、307～351頁、註(11)奥野論文、342～348頁、高埜利彦「公家鑑にみる朝廷の人びと」(註(36)高埜編著)なども参照した。

表2 禁裏御所における下部の職制（寛政9年）

役職	人数	職務内容		切米・役料
仕丁頭	5人	下部を統括	但、当番・泊番共壹人、昼之内斗添番壹人、尤取次支配下部諸預書付等取調差出、五人之内壹人者勤使所御用掛り、御賄頭支配下部之分も同様取扱、壹人者奥并戸水汲、奥向行出張替等取扱申候、	禁裏御藏渡 切米6石1人扶持
対屋口・御末口番	30人	両対屋、女官の部屋の入口の番。その他、雑務	但、両番所共当番・泊番共式人ツ、相詰出入相改、其外進物之宰領等相勤、且取次詰所常番三人、当番・泊番共壹人ツ、相詰、取次・御医向用相勤、残人数之内預り・部屋番・取次供廻り等相勤、三人者奥呼次相勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
勤使帳役	3人	勤使所の帳簿類を管理	但、当番・泊番共壹人、昼之内斗添番壹人、右者都而勤使買物使兼役之もの手二付相勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持 役料1石ツ、
御賄帳役	3人	賄所の帳簿類を管理	但、当番・泊番共壹人、昼之内斗添番壹人、右者都而御賄方手ニ付勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持 役料1石ツ、
清問見廻	2人	清所の取締り	但、当番・泊番共壹人、右者御賄方手先ニ而日々清問諸品遣方立会取調、如何敷儀者御賄頭江相届候儀ニ御座候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持 役料1石ツ、
御台所見廻	2人	台所の取締り	但、当番・泊番共壹人、右者日々飯米焚払員数取調、御賄頭江相届申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持 役料1石ツ、
御春屋見廻	2人	御春屋の取締り	但、当番壹人・泊番無之、右者御膳米御春屋之もの相仕立、請負人日々請払之趣取調、御賄頭江相届申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
清所・御台所・御春屋三ヶ所見廻常加勢	1人	三ヶ所見廻の補佐	但、右三ヶ所手足不申場所申合勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
詰番	7人	奏者所・武家玄閤に勤番	但、当番四人・泊番無之、奏者所・御内玄閤江式人ツ、罷出懸物等引之、武家・医師・与力等倍膳等勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
修理職下	2人	修理職の補佐	但、日勤・泊番無之、右者都而修理職手ニ付相勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
山のもの	6人	庭園の掃除や草花の栽培	但、当番・泊番共式人、右者都而御花壇奉行手ニ付相勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
勤使下役	6人	勤使の補佐	但、当番・泊番共式人、右者都而勤使買物使兼役之もの手ニ付相勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
御賄下役	5人	賄方の補佐	但、当番・泊番共式人、右者都而御賄方手ニ付相勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
煮方	8人	台所での雑務	但、当番・泊番共三人、添番昼斗式人、都而板元之手ニ付相勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
山科	8人	台所での炊事	但、当番・泊番共五人、右者日々飯米焚払員数取調、都而御賄方之手ニ付相勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
御春屋のもの	3人	膳米を春く	但、当番式人・泊番無之、右者御膳米相仕立、其外御春屋見廻之もの同様之趣相勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
掃除のもの	4人	御所の掃除	但、当番・泊番共式人、右者御門内所々掃除并三仲間御用ニ付罷出候節供廻り等相勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
給仕	2人	口向での雑務	但、当番・泊番共式人、昼之内斗添番壹人、右者口向侍分認之節給仕、并御賄所小用等相勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
仕丁	35人	朝廷内での雑務	但、凡日勤壹人、数半分程者泊番在之、其余者下勤仕、右者奥・表・口向都而使、且女中方輿舁、三仲ヶ間御用ニ付罷出候節刀指、并乗物舁、并御使番御使等之節附随、其外奥・表諸役所何事ニ不宥申出候儀相勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
日御門代・唐御門・御台所御門常番	5人	各門番	但、当番壹人ツ、御番所江罷出御門開閉仕候、尤唐御門常番者日勤仕候、	禁裏御藏渡 切米7石1人・6石5斗1人・5石3人
対屋口門常番	1人	門番	但、日勤、右者御門開閉、夜分火之廻等相勤申候、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
御春屋門常番	1人	門番	但、右同断、	禁裏御藏渡 切米4石1人扶持
堺町口・今出川口・清和院口・中立売口・石薬師口・乾口御門番	6人	各門番	但、前同断、	禁裏御藏渡 切米12石1人・10石5人
御里御殿御門番	4人	門番	但、当番・泊番共式人相詰申候、	二条御藏渡 切米4石1人扶持

仙洞御構内番	8人	仙洞御所の番	但、打込勤ニ而番所江昼三人・泊番四人、外ニ箱番所江夜分斗 式人相詰、右之外式人仕丁部屋江罷出申候、	二条御蔵渡 切米4石1人扶持
仙洞御構裏番	6人			
東山院御旧地番	4人	東山院御旧地の 番	但、常番・泊番共式人相詰申候、	小堀御代官所 御切符銀280目 二条御蔵 1人扶持
「洞中江御附人」	24人	(仙洞御所出仕 者)	—	—
計	193人(※史料には194人と記載)			

註(22)「禁裏口向取次以下仕丁迄人数書」をもとに作成。職務内容のうち左側の記述については、註(18)「禁中行事記聞」、下橋著、144～184、307～351頁、註(11)奥野論文、342～348頁なども参照した。なお、史料上の誤記を一部改めた。

として挙げられる。彼らは父子・兄弟間あるいは先輩の板元から調理法が相伝され、10代前半の幼少の頃から見習として御所に出仕し腕を磨いた<sup>26)</sup>。なお例外として、勘定方を差配した「賄頭」1名と「勘使」の半数には幕府勘定所系列の幕臣が就いたが、これは「安永の御所騒動」を契機にとられた措置で、それ以降も続いた<sup>27)</sup>。

次にもう一方の下部について。職制は【表2】にまとめた。ここから計193名の下部が確認でき、「仕丁頭」を筆頭に多くの職種が見受けられる。なかでも職務内容の記述に「…手(先)ニ付相勤申候」とあるものが散見されることから、侍分に帰属する役職が多いことが下部の特徴といえる。したがって侍分に比べて職務内容は簡易的で、より雑務の度合いが高かったと推察されよう。とはいえ侍分と同様に、世襲で下部を担う家も多かったようである<sup>28)</sup>。

さて、こうした口向役人の職制がある程度定まったのは、18世紀初頭のことと思われる。とりわけ侍分についていえば、公家鑑における役職の記載の仕方が当該期に定着していること<sup>29)</sup>と、18世紀前半の朝廷の様子を窺える「光台一覧」<sup>30)</sup>に侍分の職制に関する詳しい記述があることから、そのように推察される。また享保元年(1716)改めの「諸役寄宿御免許之事」<sup>31)</sup>に記載されている、都市京都における諸役免除者のなかに口向役人が散見され(計62名)、そこには侍分だけでなく下部も36名確認できる。「光台一覧」にも下部についての記述が一部見られることから、下部も侍分と同様に18世紀初頭にはその職制がある程度整備されたものと想定しておきたい<sup>32)</sup>。

- 26) 西村慎太郎『宮中のシェフ、鶴をさばく—江戸時代の朝廷と庖丁道—』(吉川弘文館、2012年)、51頁。  
 27) 前掲註(11)佐藤著。御所騒動以前は、賄頭は幕臣と廷臣(地下官人)の計2名、勘使は廷臣が務めていた(前掲註(11)奥野論文、342頁、佐藤著、52～53頁)。なお前掲註(22)「人数書」は幕臣を含めていないため、賄頭の記載はない(【表1】には幕臣も加えた)。  
 28) 「仕丁戸籍」(宮内庁書陵部蔵)。同史料は、明治3年時点で下部を務めていた193家、計239名の諸情報(生年月日、役料、家族構成、初代出仕時期、居住地、檀那寺など)が記載されており、下部を知る手がかりとして注目される。なお侍分に関する同様の形態の史料として「口向侍戸籍」も宮内庁書陵部に所蔵されている。こちらは明治3年時点で侍分を務めていた212家、計246名の諸情報の記載がある。  
 29) 深井雅海・藤實久美子編『近世公家名鑑編年集成』(終風舎、2009年)の1～3巻を参照。公家鑑とは京都の民間書肆によって出版された朝廷構成員の人名録のことで、17世紀後半以降ほぼ毎年発行された。  
 30) 故実叢書編集部編『改訂増補故実叢書』10(明治図書出版、1993年)。  
 31) 岩生成一監修『京都御役所向大概覚書 上巻』(清文堂出版、1973年)。  
 32) 空間としての口向の構造も当該期には定着しているように思われる。宝永5～6年(1708～09)に造営された禁裏御所の指図を見てみると、口向については、武家伺公間、取次部屋、勘使部屋、鍵番所囲炉裏間、奏者所、使番部屋などの禁裏付武家(後述)や侍分の執務空間のほかに、仕丁部屋、

なお近世朝廷内部の堂上公家の職制とその昇進階梯が制度として確立したのは、先行研究によれば17世紀後半から18世紀前半にかけての時期とされており<sup>33)</sup>、これとの関連性が示唆される。公家の諸職は、その制度化により属人的性格を脱して、幕府の認知のもと公的な職制として位置づけられたというのが<sup>34)</sup>、口向役人もおおむね似たような経過をたどったのではないだろうか。職制整備の時期が公家の場合とほぼ同様であるのに加えて、17世紀末から18世紀初頭にかけて、それ以前よりも侍分の数が増していること<sup>35)</sup>がその証左として挙げられる。したがって口向は、当該時期において、職制の整備と人員の拡充により朝廷の実務組織として確立するに至ったといえよう。

## （2）口向の支配形態

口向役人は、奥の長橋局（勾当内侍）の配下にある一方で、江戸幕府から派遣された旗本である禁裏付武家（2名）の支配を受けていた<sup>36)</sup>。

幕末期の地下官人で口向の取次も務めた勢多章甫<sup>のりみ</sup>は、「御内儀に勤仕するもの、口向侍分といふ。口向とは奥向に対する詞にて御台所をいふ」<sup>37)</sup>との記述を残しているが、ここから奥（向）と口向が表裏一体の関係であった様子が窺え、また両者は御所における空間的位置づけとして「御内儀」という範疇にあったものと捉えられる。これは前掲の「御内儀侍中家譜」の名称から考えても妥当であろう。口向役人の職制を示した【表1】・【表2】でも奥の女官と関わる役職は多数見受けられる。したがって口向役人は、長橋局による支配のもと、「御内儀」の構成員として奥と密接に関わりつつ御所での諸役務を担う、朝廷下級役人であったといえるが<sup>38)</sup>、彼らの任免については実質的には禁裏付が司った<sup>39)</sup>。そのありようを「禁中附武家百ヶ条」（東京大学史料編纂所蔵）という文化10年（1813）頃の作成と推定される<sup>40)</sup>禁裏付武家の役職規定の記述をもとに見てみよう。

### 【史料1】

- 一、役替并退役・隠居・番代等之類ハ、取調執次より出候、表使を以長橋局へ申入候上、御取締方二下ケ為取調、伺書案同役江懸ケ合之上、本紙相認候而、月番より二条（京

釜殿、番所といった下部の勤務する空間も見受けられる（藤岡通夫『京都御所〔新訂〕』中央公論美術出版、1987年、28～29頁）。

- 33) 村和明『近世の朝廷制度と朝幕関係』（東京大学出版会、2013年）、山口和夫『近世日本政治史と朝廷』（吉川弘文館、2017年）など。ここでは、武家伝奏、議奏、内々・外様・近習番衆、院伝奏・評定、皇嗣付三卿といった公家の諸職が祖上に載せられている。
- 34) 前掲註（33）村著、山口著など。
- 35) 前掲の「御内儀侍中家譜」によると、霊元天皇（在位：1663～87）の代までで侍分の総数は計47家だったが、東山天皇（在位：1687～1709）の代で56家が新たに登用されている。
- 36) 石川和外「禁裏付武家一朝廷内の旗本一」（高埜利彦編『朝廷をとりまく人びと』吉川弘文館、2007年）、143～144頁。
- 37) 勢多章甫「思ひの俣の記」（『日本随筆大成〈第一期〉』13、吉川弘文館、1975年）、61頁。
- 38) 奥の女官と口向役人との具体的関係は、前掲註（12）高橋著に詳しい。
- 39) 禁裏付の主な職掌は、御所の警固と禁裏御所でかかる諸経費の監査であった（前掲註（36）石川論文）。以下で述べる役人の任免などの口向支配は後者の一環と捉えられるが、実際に口向を統括したのは取次・賄頭ら上級職であるため、禁裏付による支配の実態については彼らとの関係から明らかにする必要がある。とりわけ取次との関係は、別稿にて詳細に検討する予定である。
- 40) 前掲註（36）石川論文、145頁。

都所司代)へ懸逢、御差図通り執次へ申談、呼出於伺公間兩人列座、月番申渡、書附相渡候上、其段表使を以奥へ申入候事(但し仙洞御所にて右御所々役料等被下之儀有之候ハヽ、仙洞御附立会有之)、下部之儀者奥へ懸ケ合無之、申渡之趣書附にて取次へ申達候事、

史料の内容は次のようにまとめられる。口向役人の役替・退役・隠居・番代は、まず取次が取り調べて禁裏付に書類を提出する。次に禁裏付が表使(女官)を以てその旨を長橋局へ申し入れたうえで、「御取締方」<sup>41)</sup>(幕臣)に下げて取り調べさせ、伺書案を禁裏付兩人で相談し、本紙を認め、月番の禁裏付より京都所司代へ報告する。禁裏付は所司代の指図通りに取次へ伝達・相談し、武家伺候間で新任の役人に任免を申し付ける。そのことを表使を以て奥へ申し入れる。ただし下部については奥へ掛け合う必要はない。

史料から、役人の任免の手続きでは、終始、禁裏付が主体的に司っていたことが分かる<sup>42)</sup>。そのなかで禁裏付が、奥の長橋局と京都所司代の両者に対して伺いを立てる様子も見られるが、これらはなかば形式的な対応と思われる。前者は、口向役人を配下に置いていたとはいえ、その任免については追認するだけにとどまり、しかも下部の人事については禁裏付から「懸ケ合」はなかった。長橋局の口向支配は、女官を含む「御内儀」の構成員の人別支配の一環という程度のものであったと推測される。一方の所司代への伺いは、禁裏付が日常的に行っていたものであり、【史料1】の場合は所司代が禁裏付の上申した人事案に承認を加えたものといえる。

口向役人の死去の取り扱いでも、同様に禁裏付が司った。同じく「禁中附武家百ヶ条」には「一、侍分之内、死去届出候ハヽ、表使を以長橋局へ申入候、且下部之届者不及其儀、承届置候事」とある。侍分の死去が届けられた場合は、その旨を長橋局へ申し入れるが、下部についてはその限りではないことが示されている。奥は下部の進退には基本的に関与しなかったであろう。

### (3) 小括

近世朝廷において口向役人は、御所の日常業務に関する実務や雑務を広範に担った。その内実は侍分と下部に大別され、それぞれ機能に応じて細かく役職が設定されていた。とりわけ奥と密接に関わる役職が多く見られるのは、口向が奥とともに「御内儀」を構成していた所以である。その一方、第4節で述べるように、口向役人は即位礼や能といった儀式や行事などにおいても「御用掛」として携わることがあった。このことから口向役人は、朝廷全体にとって不可欠な実務担当者であったといえる。

また口向の組織構造としては、下部が取次をはじめとする侍分の各役職に帰属するかたちであり、こうした職制が整備・定着したのは18世紀初頭のことと思われる。この時期には侍分の数が倍増しており、さらには朝廷執行部などの公家の諸職の職制整備と時期が重なることから、当該期に実務組織「口向」が確立するに至ったものと捉えられる。

41) これは「御所向取締掛」と思われる。同職は、京都町奉行や禁裏付を中心に、配下の与力・同心からも含む在京幕臣で構成される役職で、朝廷財政に関する京都所司代の諮問機関として機能したとされる(前掲註(11)佐藤著、13頁、前掲註(36)石川論文、147・161頁)。

42) なお前掲註(18)下橋著は、侍分の任命の際には、その当人が「御附(禁裏付)の前で小柄を抜いて(誓文に)血判」するとしている(152頁。( )内は筆者註)。

これら役人集団は、奥の長橋局と、幕府から派遣された禁裏付武家の支配下にあったが、役人の任免を主体的に司ったのは後者であった。しかも禁裏付による口向支配は、奥が管轄下に置かない下部の人事にまで及んでいたことが明らかとなった。あわせて、第1項で触れたように、幕府が口向役人の定員規定を定めていたことも踏まえれば、口向とその役人集団は、幕府による朝廷統制の末端に位置づく、近世に特有の存在であったと捉えられよう。

さて本稿では紙幅に限りがあるため、役人集団の存在形態、すなわちどのような人びと（家々）が口向役人を務めていたのかという問題を詳しく扱うことはできないが、これについては現在、別に検討を試みている。それによれば口向役人は、地下官人や幕臣のほか、京都・京郊地域から町人・百姓・社家が多数任用されており、多様な諸身分を内包する役人集団であったという見通しを得ていることを補足しておきたい<sup>43)</sup>。

## 2. 「禁裏執次所日記」の作成と日記役

本節では、口向で作成された記録である「禁裏執次所日記」の筆録と清書作業の担い手について考察する。ここでは口向の記録管理のうち、とくに記録の作成段階に着目したい。

### (1) 口向における日記役の特徴

口向には、文書・記録管理に専従する存在として、侍分のなかに「日記役」という役職が設置されていた<sup>44)</sup>。前節で扱った【表1】では、寛政9年（1797）時点で3名の日記役が確認でき、職務内容としては「但、当番・泊番共老人、取次詰所御用日記并其外書物等相認申候」との記述がある。当番1名・泊番1名が出仕し、「取次詰所御用日記」（「禁裏執次所日記」のこと）やその他書物などを筆録するという日記役の職掌が確認できる（「取次詰所」は第4節で詳述）。本項では、この日記役の特徴を見ていきたい。

日記役の就任者一覧は【表3】に示した。これは前節でも取り上げた「御内儀侍中家譜」をもとに作成したものである。同史料には、近世初期以降、御所に初めて取り立てられた時期ごとに、侍分を務めた計202家の系譜が記載されており、各家の歴代当主ら侍分の職務経歴が把握できる。そのなかで日記役を務めた人物を抽出したのが【表3】であり、ここから計64名が

43) 前掲註(28)「口向侍戸籍」や「仕丁戸籍」を踏まえると、侍分は全体の約3割が地下官人で、それ以外は町人・百姓が多くを占めたとみられ、一方で下部の内実は基本的に町人・百姓であったと推測される。また両史料によれば、口向役人の居住地は、おおそ京都・京郊地域の各地に点在していた。ただし例外として、特定の場所に集住するケースもあり、たとえば上賀茂村に居住した者は、侍分では35家（計40名）、下部では3家（計4名）がそれぞれ確認でき、そのほとんどが賀茂氏であることから、社家（もしくはその出身者）も口向役人を務めていたことが分かる。こうした口向役人就任者の身分的特質については、今後検討を進めたい。

44) 日記役については、前掲註(11)奥野論文に、「一、日記役三人 役料二石宛、執次詰所の文書の一切の事を司る」として紹介がある(344頁)。ほかに平井誠二「下橋敬長講演筆記 翻刻と解題」(『大倉山論集』50、2004年)にも、「御日次役」として若干の記述があるが(407頁)、ともにごく簡単なものである。なお、口向役人に関する奥野論文の記述は、前掲註(18)「禁中行事記聞」を主な典拠としているが、同史料は、その例言に「誤謬事蹟ノ遺漏モ随テ多カルヘクシテ素ヨリ完全ナルモノト云フヲ得ス」とある通り、利用には慎重を期す必要がある。ゆえに本稿では、日記役の実態について同時代史料をもとに詳細な検討を行う。

表3 禁裏御所「日記役」就任者一覧

就任者	経歴	禁裏日記就任	日記役世襲
1 寺澤弘道	宝永3.7.30新規小間使<4石5斗2人扶持>/宝永6.3.7東山院様御使番ニ御雇、前御の後召帰/宝永7.閏8.19御使番<5石2人扶持>/正徳5.2.16日記/享保8.4.25死<56才>	1715.2 ~1723.4	(初代)
2 仙谷喬元	宝永4.3.28藤君様へ被召出、使番<4石2人扶持>/宝永6.6.15御受禪分禁中へ被召連<加1石>/正徳5.2.16日記/享保12.12.22日記被免、金銀吟味役/享保13.10.15依有子細御暇被下	1715.2 ~1727.12	(初代)
3 新海言道	宝永3.7.30新規小間使<4石5斗2人扶持>/宝永6.6.15使番<加5斗>並之通>/正徳5.2.16日記/享保9.3.24番代退身<11.22死>	1715.2 ~1724.3	(初代)
4 増野高尋	元禄5.12.13被召出、小間使<4石5斗2人扶持>/宝永3.8.21使番<並之通>/宝永6.6.15奏者番/享保6.12.18使番へ帰役/享保8.3.20日記/享保9.9.7死	1723.3 ~1724.9	(初代)
5 平田意知	享保3.1.11父元徳番代、使番<並之通>/享保9.3.24日記/享保11.8.21日記役被免/享保11.9.19依不行跡御暇断絶	1724.3 ~1726.8	—
6 高嶋尊信	宝永7.12.27使番見習<2石>/正徳4.12.26本役<並之通>/享保9.10.22日記/享保10.6.15花壇奉行<役2石>/享保14.1.27期<役3石>/元文3.6.13買物使/延享2.9.20死	1724.10 ~1725.6	—
7 隠岐利長	享保7.6.23相続、使番<並之通>/享保10.6.15日記/享保13.12.26買物使<役3石>/享保15.12.29死	1725.6 ~1728.12	—
8 浦野尚友	宝永6.11.14相続、使番未勤<並之通>/正徳4.12.21出番/享保11.8.28日記/享保16.2.5買物使<役3石>/享保20.12.21勤使<役8石2人扶持>/寛延1.9.19死	1726.8 ~1731.2	—
9 瀧野貞孝	正徳3.4.22相続、使番<並之通>/享保6.4.2敬法門院様へ御雇/享保10.11.14被召帰/享保17.12.12番代退身	1729.3 ~1732.12	—
10 佐治有俊	享保12.7.27番代、使番<並之通>/享保16.2.28日記/元文3.8.9死	1731.2 ~1738.8	—
11 藤田凭清	享保10.12.10使番見習<2石>/享保12.7.11同本役<並之通>/享保17.12.21日記<延享2.閏12.23日記役被免、同月25日再日記役>/延享4.3.28塚町御所鍵番<役2石/御中分>/寛延1.8.3死	1732.12 ~1747.3	—
12 鈴木良勝	享保16.8.21相続、使番<並之通>/元文3.6.25日記役/元文4.7.25花壇奉行<役2石>/延享2.12.6死	1738.6 ~1739.7	—
13 立花為春	享保15.12.25使番見習<2人扶持>/享保18.12.22同本役<並之通>/元文3.8.16日記/延享3.6.8死	1738.8 ~1746.6	—
14 久保信秀	宝永6.6.8新規小間使<4石5斗2人扶持>/享保20.3.38使番<5石2人扶持>/元文4.8.7日記/寛保2.8.23死	1739.8 ~1742.8	(初代)
15 水谷正連	元文5.7.21番代、使番<並之通>/寛保2.9.28日記/延享2.閏12.13花壇奉行<役2石>/宝曆10.5.17鍵番<役2石>/安永2.7.6御番御免/天明3.10.28死	1742.9 ~1745.閏12	—
16 松宮意誠	享保15.12.25使番見習<2人扶持>/享保18.3.7本役/延享2.閏12.23日記/寛延1.12.5始子役料2石/宝曆6.10.22修学院番/明和7.10.18奏者番格/明和8.1.28御茶屋、院御所へ被為進、御茶屋是迄之通勤番被仰付/明和9.4.16役料2石/安永7.8.29死	1745.閏12 ~1748.12	—
17 三宅陽直	享保18.12.22使番見習<2人扶持>/元文3.12.11本役<並之通>/延享3.9.24日記/寛延1.閏10.10相続/寛延1.12.5日記<役料2石>/宝曆8.5.7期<役3石>/明和7.10.18御中附勘定<御中分>/役3石>/安永3.8.27御啓洛中外扶/寛政1.4.29赦免	1746.9 ~1758.5	—
18 進藤光輔	享保12.8.25禁裏へ召抱、親王御方小間使<4石2人扶持>/享保20.3御受禪分被召連/延享2.10.25加1石<合5石2人扶持>/延享3.12.2使番/延享4.3.28日記/寛延1.12.5役料2石<日記役料>始也、尔後宿任>/明和3.10.29奏者番<役2石>/明和6.7.11依願御暇被下、鍼医藤木家相続、任土佐守	1747.3 ~1766.10	(初代)

19	山下直正	元文5閏7.8相統、使番<5石2人扶持>/宝曆6.10.27日記役<役2石>/宝曆12.閏4.12.死	1756.10 ~1762.閏4	—
20	新海言教	延享3.12.2使番見習<23才/2人扶持>/延享4.3.28桜町御所附/延享4.12.16本役<並之通>/寛延3.8.21旧院分召婦/宝曆8.5.10日記<役2石>/宝曆8.7.25死	1758.5 ~1758.7	祖父言道
21	下河邊行歌	寛延3.1.24相統、使番<並之通>/宝曆8.8.10日記<役2石>/宝曆14.1.24依願免日記/宝曆14.5.6番代退身	1758.8 ~1764.1	—
22	鈴木光重	延享2.12.30相統、使番未勤<並之通>/寛延2.6.18出番/宝曆12.閏4.27日記役<役2石>/明和7.10.18仙洞御所修理職<役2石/洞中分>/安永3.8.27御咎浴中外私/天明6.12.死/寛政1.4.29赦免	1762.閏4 ~1770.10	父良勝
23	※川口信成	宝曆2.12.2使番見習<2人扶持>/宝曆4.12.9本役<5石2人扶持>/宝曆13.11.24亡父家督相統/宝曆13.12.22公儀分9石3人扶持/宝曆14.2.11日記<役2石>/明和7.10.18洞中へ被附、日記<役2石/洞中分>/安永2.2.22被召婦、鍵番<役2石>/安永3.7.1賄使役/安永3.10.1賄本役<役3石>/天明8.12.3病氣願二付退役<銀10枚>	1764.2 ~1770.10	—
24	宇佐美矩祐	延享3.12.2相統、使番未勤<並之通>/延享5.2.23出番/明和3.11.27日記<役料2石>/同7.11.16奏者番<役同>/文化3.11.7死<69才>	1766.11 ~1770.11	—
25	伊地知光玄	宝曆4.5.2使番見習<2人扶持>/宝曆5.12.15本役<並之通>/明和7.10.27日記<役2石>/明和8.12.14洞中附奏者番<役2石/洞中分>/天明1.4.洞中修理職常加勢/天明1.6.24本役<役3石/洞中分>/享和1.7.1洞中勅定/文化8.10.4勅定頭<加5石1人扶持/洞中分/合10石3人扶持>/文化9.7.11死71才<洞表向銀10枚別段5枚/御内々眞ヨリ銀3枚>	1770.10 ~1771.12	—
26	岡本保佐	宝曆4.8.27相統、使番<並之通>/明和7.10.27日記<役2石>/明和8.3.15奏者番<役2石>/天明3.8.28番代退身	1770.10 ~1771.3	—
27	清水友聲	寛延4.5.1新規小間使<4石5斗2人扶持>/明和5.5.6使番<5石2人扶持>/明和7.11.16日記<役2石>/安永3.8.26勸使兼買物使役/安永3.10.1同本役<役3石>/安永4.4.17公儀分役料8石被下/寛政10.8.20死<銀10枚被下>	1770.11 ~1774.8	—
28	市川義安	宝曆12.12.1使番見習<2人扶持>/明和1.12.19本役<並之通>/明和3.7.8相統/明和7.10.18洞中附/明和8.3.18召傭、禁中日記役<役2石>/安永7.8.4附<役3石>/寛政10.2.22依病氣願断役被免、使番元席へ帰役<役料被召上>/寛政12.8.19依子細水々御咎断絶	1771.3 ~1778.8	—
29	長井曹廣	明和6.9.25相統、使番<並之通>/明和8.12.14日記<役2石>/安永2.3.26御寺御所々御雇/安永3.8.26修理職役/安永3.10.1同本役<役2石/地方知行9石余>/天明7.6.3依願御役被免<5石2人扶持>/天明9.3.15死	1771.12 ~1773.3	—
30	※鈴木淑長	靈元院藤・中御門院藤院中 伊賀守甚昌男<元>/明和4.12.6被召洞中分>/天明8.9.13死<78才>	1773.3 ~1778.5	(初代)
31	立花増景	2.3.14禁中日記役別<洞中附>/安永7.5.10洞中奏者番<役同/洞中分>/天明6.8.28番代退身	1773.3 ~1786.8	祖父為春
32	白川勝義	明和4.11.18使番見習<2人扶持>/明和6.10.16本役<並之通>/安永7.8.4日記<役2石>/寛政4.6.10番頭<役同>/享和2.4.5番代退身	1778.8 ~1792.6	—
33	廣瀬季陸	安永4.6.25番代、使番<並之通>/安永9.2.14日記常加勢<役2石>/天明6.9.25同本役/寛政5.3.27花壇奉行常加勢/寛政10.9.3附<役3石>/文化5.12.14修理職常加勢<役2石>/文政4.5.8同本役<役2石/知行9石余>/文政7.1.11死<銀5枚被下>	1780.2 ~1793.3	—
34	宇佐美祐清	安永3.8.11使番見習<2人扶持>/安永4.閏12.24本役<但5石3人扶持>/二条藏>/安永7.12.1禁裏御蔵米<並之通>/天明6.9.25日記常加勢<役2石>/寛政4.6.10同本役<役同>/同11.3.16奏者番洞中附<役2石/洞中分>/文化3.12.29相統/文化9.12.27洞中修理職常加勢<役同上>/文化1786.9.11.5.15被召婦、当分後院勤番/文化11.7.17禁中修理職加勢被免、御使番々頭次席被仰付<役料被召上>/文政2.5.21死	1786.9 ~1799.3	父矩祐
35	飯室忠義	安永4.閏12.24新規使番被召袍<5石3人扶持>/二条藏>/寛政4.6.10日記常加勢<役2石/禁中分>/寛政5.3.27同本役/寛政10.9.3附<役3石/禁中ヨリ>/文化11.8.21依病氣願御暇<危急二付銀2枚被下>	1792.6 ~1798.9	—
36	竹内重方	安永4.閏12.24新規使番<5石3人扶持>/二条藏>/寛政5.3.27日記常加勢<役2石>/寛政9.3.21依長病加勢被免/享和2.7.11番頭常加勢<役2石>/享和2.11.14同本役<役2石>/文化9.5.30奏者番<役同>/天保7.10.23御番御免<扶持切米奥分銀3枚被下/62才年勤/79才>/天保9.5.8死	1793.3 ~1797.3	(初代)

37	水口清晔	安永9.3.10番代、使番<並之通>/寛政9.3.21日記常加勢<役2石>/寛政9.11.25奏者番/文政4.8.4危急ニ付銀3枚被下<42年勤>/文政4.8.6死	1797.3 ~1797.11	—
38	服部義明	崇礼門院御年寄梅田<辯髮、号献珠院>/養子/天明2.11.19新規使番被召出<5石3人扶持/二条藏>/寛政9.12.10日記常加勢<役2石>/寛政10.11.26同本役<役同>/享和2.7.11鍵番<役同>/文化9.5.3賄<役3石>/文政12.8.9依願御暇<銀5枚被下>	1797.12 ~1802.7	(初代)
39	山西節章	天明2.8.16番代、使番<並之通>/天明8.12.24洞中附/寛政3.10.25召帰/寛政10.10.16日記常加勢<役2石>/寛政11.5.26同本役/文化7.1.8奏者番、洞中附<役2石/洞中分>/文化11.5.15召帰、当分後院勤番/文化11.7.17禁中奏者番加入/文化14.1.25近々御議位、院中へ被召連/文化14.2.24役料以来洞中分被下/文政4.5.8賄、洞中附如元<役3石/洞中分>/天保6.6.12死	1798.10 ~1810.1	—
40	北大路季敏	天明11.01新規使番<御抱<5石3人扶持/二条藏>/寛政11.5.26日記常加勢<役2石>/享和3.1.24同本役/文化4.2.28奏者番<役2石>/文化14.2.24賄、御議位/洞中附<役3石/洞中分>/文政4.5.8召帰、修理職常加勢<役2石>/文政5.1.14依病氣願御暇<御養美銀3枚>/翌日死	1799.5 ~1807.2	—
41	進藤定教	寛政3.11.27新規使番<5石3人扶持/二条藏>/文化4.2.28日記常加勢<役2石>/文化4.12.29同本役<役同>/文化8.7.27賄<役3石>/文化8.12.26病氣依願御暇/同日死	1807.2 ~1811.7	—
42	宗岡経方	天明8.6.10新規使番常御雇<3人扶持>/寛政10.5.1使番本役<5石2人扶持>/文化4.12.29日記常加勢<役2石>/文化7.1.18同本役<役同>/文化10.3.1奏者番、洞中附<役2石/洞中分>/文化11.5.15召帰、当分後院勤番/文化11.7.17禁中奏者番加入<役料禁中分>/文化14.1.25近々御議位、院中へ被召連旨被仰付/文化14.2.24役料以来洞中分被下/文政4.9.1召帰<役2石/禁中分>/文政12.9.8賄<役3石>/天保4.12.29御番御免/天保11.10.19死	1807.12 ~1813.3	—
43	坪田勝清	天明6.10新規使番常御雇<2人扶持>/寛政10.5.1同本役<並之通>/文化7.1.8日記常加勢<役2石>/文化8.7.27同本役/文化11.7.13賄<役3石>/文政6.3.20死	1810.1 ~1814.7	—
44	伊地知光富	寛政13.1.20使番見習<2人扶持>/文化13.12.29本役<並之通>/文化8.7.27日記常加勢<役2石>/同9.9.25相続/同10.3.7日記本役<役同>/同14.2.24賄<役3石>/文政5.1.21死	1811.7 ~1817.2	父光玄
45	藤木貞清	享和1.8.2使番見習<2人扶持>/文化13.12.29同本役<並之通>/文化4.2.8父御暇明跡<新規御召抱<5石3人扶持/二条藏>/是迄被下候分被召上>/文化10.3.1日記常加勢<役2石>/文化11.7.26同本役<役同>/文化15.1.8花壇常加勢<役同>/文政2.2.14賄格、御寺御所附/文政9.3.8被召帰、賄<役3石>/天保8.2.14被免/天保9.2.10奏者番/天保12.3.15御番御免<73才/扶持切米等内々銀2枚被下>	1813.3 ~1818.1	—
46	※田中保光	享和1.8.21番代、使番<並之通>/27才>/文化1.5.22洞中附/文化10.4.7洞中日記常加勢<役1石/洞中分>/文化11.5.15召帰、当分後院勤番/文化11.7.17禁中日記加人<役1石/禁中分>/文化14.1.25近々御議位院中へ被召連/文化14.2.24洞中日記役<役2石/洞中分>/文政5.7.15鍵番<洞中附如元/役2石/洞中分>	1814.7 ~1817.1	—
47	※廣瀬季路	寛政15.1使番見習<2人扶持>/寛政12.5.19洞中附/文化3.7.19本役<並之通>/文化4.2.26洞中日記常加勢<役1石/洞中分>/文化7.1.18同本役<役2石/洞中分>/文化11.5.15召帰、当分後院勤番/文化11.7.17禁中日記加人<役2石>/文化14.1.25近々御議位、院中へ被召連/文化14.2.24奏者番、御議位後洞中附<役同、洞中分>/文政4.3.12召帰<役2石/禁中分>/文政7.3.2相続/文政7.4.7修理職常加勢<役2石>/文政11.4.27本役/天保5.1.27不束ニ付引籠/天保5.5.1押込/天保5.7.12被免/天保6.7.8使番末席/天保7.11.16鍵番/天保8.8.8番代<銀3枚被下>/天保8.8.20死	1814.7 ~1817.1	父季陸
48	白川勝名	享和3.12.29番代、使番<並之通>/文化14.2.24日記本役<役2石>/文政3.6.21依病氣願御免、元役被仰付<使番>/文政6.7.1花壇常加勢<役2石>/文政7.2.16本役/文政13.11.27番頭常加勢/天保3.5.26本役/天保5.1.22賄/天保8.11.8修理職常加勢/天保14.9.28依病氣危急御養美	1817.2 ~1822.6	祖父勝義
49	伊佐綱則	文化5.1.21使番見習<2人扶持>/文政11.3.晦 同本役<並之通>/文化14.2.24日記常加勢<役2石>/文化15.1.8同本役<役同>/文政2.9.19新規使番<5石3人扶持/二条藏>/文政5.7.15鍵番<役同>/天保13.12.22依願御暇	1817.2 ~1819.9	—
50	五十川久親	文化13.10.5相続、使番<並之通>/文化15.1.18日記常加勢<役2石>/文政5.7.15同本役/文政9.5.9洞中奏者番<役2石>/天保12.10.25被召帰、奏者番加入/天保15.2.20本役元席/嘉永4.12.19死	1818.1 ~1826.5	—
51	木村直方	文化7.1.8新規使番<5石3人扶持/二条藏>/文政5.7.15日記<役2石>/文政5.9.15依願御免/文政9.11.16竹御所附、奏者番格/文政11.12.27被召帰、格如旧/天保2.5.13洞中賄/天保12.10.25被召帰、加人/天保13.7.11本役/嘉永4.12.8修理職常加勢/嘉永5.11.17依願御暇<翌日死>	1822.7 ~1822.9	—
52	重重時	文化14.1.19番代、使番<並之通>/18才>/文政5.7.15日記常加勢<役2石>/文政9.5.9本役/天保2.10.1洞中賄<役3石>/天保12.10.25被召帰、洞中附如元/天保14.9.9本役/文久2.5.28勅使格	1822.7 ~1831.10	—
53	北大路季治	文政5.1.14父明跡、新規使番<5石3人扶持/二条藏>/文政9.5.9日記常加勢<役2石>/文政9.9.14本役/天保8.3.12番頭常加勢/天保12.3.15本役/安政2.7.9依病氣願御暇<2人扶持被下>	1826.5 ~1837.3	父季敏

54	坪田貞健	文政2.11.6使番見習<2人扶持>/文政6.5.13相続、本役<並之通>/文政9.14日記常加勢<役2石>/天保2.10.3本役/天保12.1.18奏者番	1826.9 ~1841.1	父勝清
55	安見宗矩	文政4.12.29相続、使番<並之通>/天保2.11.3日記常加勢<役2石>/天保8.4.7同本役/天保8.7.25依病氣願使番帰役/嘉永4.12.28奏者番/万延1.11.7和宮後家司/文久1.10.20世奉東行<12.29帰京>	1831.11 ~1837.7	—
56	橋本政一	文政8.2.29相続、使番<並之通>/天保8.4.7日記常加勢/天保8.9.19本役/嘉永4.9.26死	1837.4 ~1851.9	—
57	岡本政嘉	天保2.7.18使番見習<2人扶持>/天保8.8.29相続/天保8.9.19日記常加勢<役2石>/天保12.間1.23本役/嘉永2.6.23花壇常加勢/嘉永4.4.10本役/嘉永5.12.4修理職常加勢/安政5.7.14本役<地方9石1斗5升>	1837.9 ~1849.6	曾祖父保佐
58	宗岡経成	天保2.7.18使番見習<2人扶持>/天保4.12.29相続<並之通>/天保12.間1.23日記常加勢<役2石>/嘉永4.12.8本役/安政2.8.14番頭常加勢/安政5.12.21本役/万延1.間3.2奏者番	1841.間1 ~1855.8	父経方
59	※山田重度	文政5.8.23相続、使番<並之通>/文政6.1.17洞中御雇/文政9.3.12洞中附/天保2.8.6洞中日記常加勢<役1石>/天保3.2.4本役/天保12.10.25被召帰、加人/嘉永2.7.12日記役<役2石>/嘉永3.1.17藤大納言殿被附、賄格/嘉永3.4.24新待賢門院御方家司<役3石>/嘉永4.4.7勸使格/安政3.11.25依薙去引私、被召帰/安政4.6.13勸使加勢<役3石>/安政4.10.17勸使<公儀役8石>	1849.7 ~1850.1	—
60	※奥村良弼	文政5.9.13新規使番<5石3人扶持/二条藏>/文政6.7.25洞中附/天保3.2.4洞中日記常加勢/天保5.4.12本役/天保12.10.25被召帰、加人/嘉永3.3.28日記本役/嘉永4.1.2.28賄<役3石>	1850.3 ~1851.12	—
61	山西春忠	天保4.12.29使番見習<2人扶持>/天保6.7.10相続<並之通>/嘉永4.12.8日記常加勢<役2石>/嘉永5.1.20本役/万延1.間3.11番頭常加勢	1851.12 ~1860.間3	父節章
62	木本健之	天保2.6.9相続、使番未勤<7才>/並之通/天保8.12.8出番/嘉永5.1.21日記常加勢<役2石>/安政2.9.5本役	1852.1 ~ ?	—
63	進藤定達	天保11.5.3新規使番<並之通/二条藏>/安政2.9.5日記常加勢<役2石>/万延1.4.7本役	1855.9 ~ ?	祖父定教
64	吉村高厚	嘉永1.11.17使番見習<2人扶持>/嘉永2.3.17新規使番<二条藏/並之通>/万延1.4.7日記常加勢<役2石>	1860.4 ~ ?	祖父高統、洞中日記役

「御内儀侍中家譜」(宮内庁書陵部蔵)をもとに作成。禁裏御所の日記役の就任者を就任順に並べ、番号が付した。番号が網掛けの者は8年以上在職した者を指す(計20名)。※を付した者は、仙洞御所日記役も務めたことを示す。「経歴」の項目における<>内は朝詰や小字を表す。「禁裏日記役在任」の項目では、禁裏御所の日記役の在任期間を西暦で表した(ただし月は旧暦のまま)。「日記役世襲」の項目では、当該人物の祖先が同じ日記役を務めている場合はそれを示し、当該人物がその家の初代である場合は(初代)と記載した。

確認される。ただし同史料は、文政7年(1824)に地下官人で取次の勢多章武によって作成され、それに嫡男の章甫が文久3年(1863)に若干の加筆<sup>45)</sup>をしたものであるため、近世後期以降に侍分として新たに取り立てられた家の情報は無い。そうした史料の性格上、【表3】は全ての情報を網羅しているとは限らないが、日記役を長期にわたって検討できる素材は同史料を措いて他にはないことを踏まえると有用であろう。それでは、ここから見えてくる日記役の特徴を8点列挙したい。

- ①正徳5年(1715)2月16日に就任したNo.1寺澤弘道・No.2仙谷喬元・No.3新海言道の3名が日記役取り立ての初例。
- ②近世を通じて常時2～3名が役に就いており、日記役に欠員が生じると、ただちに補充される傾向にあった。
- ③安永期以降、日記役の「常加勢」の存在が確認できる(No.33廣瀬季陸が初例)。
- ④日記本役も常加勢も基本的に役料は同じく2石。なお日記役への役料支給の初例は寛延元年(1748)である(No.16松宮意誠、No.17三宅陽直、No.18進藤光輔)。
- ⑤在任期間は長いもので19年(No.18進藤光輔)、短いと2か月あまり(No.20新海言教など)。
- ⑥例外なく「使番」経験者が就任している。また日記役に留まる者はほとんどおらず、あくまで使番(あるいは小間使)を初発とする転任や昇任の一段階にすぎない。
- ⑦とはいえ筆録作業というある種の専門性が求められるため、病気にかかるとうを免ぜられる(No.51木村直方が「依眼病被免」た例など)。
- ⑧日記役を世襲で務める者も一定数存在したが、一代限りの方が多。

やや大雑把ではあるが、こうした諸点が見出せよう。以下、各点について考察や補足を加える。まず①の、日記役が新設された正徳5年という時期は、前節第1項で述べた口向役人の職制の定着時期と合致する。したがって当該期に、文書・記録管理に専従する存在が、正式な役職として口向のなかに位置づけられたと評価できるわけだが、それ以前の様相については「部類目録」①に若干の記述がある<sup>46)</sup>。具体的には、「一、侍中江御書写物被仰付(延宝九四年)六月十六日」、「一、白川市之進、筆耕奉行被仰付(天和四子年)十二月十四日」、「一、中川源六、筆耕奉行被仰付(元禄四末年)九月五日」の3点の記述が確認される。これらの詳細は不明だが<sup>47)</sup>、日記役設置以前にも臨時的あるいは属人的に、「日記」などの記録や文書の管理が行われていたのであろう。正徳5年以降は、②に示したような複数名での勤番体制となり、口向において組織的に「日記」管理がなされるようになったと考えられる。

日記役への役料支給は、④にあるように寛延元年より開始している<sup>48)</sup>。これはNo.18進藤光輔の職務経歴の記述に「尔後宿仕」とあることから、宿番(泊番)が職務として加えられたことによる支給と思われる。ただしこれには、前年の延享4年における桜町天皇の譲位が背景に

45) すでに章武がまとめていた家々のうち、文政期以降の当主の職務経歴を追記した程度である。

46) なお「部類目録」①には、正徳5年の日記役新設についても、「一、日記役新ニ被仰付 正徳五末年二月十六日」との記述がある。

47) 「御内儀侍中家譜」によれば、「白川市之進」は白川勝英、「中川源六」は中川行隆に該当するが、いずれも「筆耕奉行」に任じられたという記載はない。なお、「部類目録」に記されている「筆耕奉行」任命の時期においては、白川は使番、中川は東宮御所の使番を務めている。したがって「筆耕奉行」は使番が兼務するような役であったと推察される。

48) 「部類目録」①にも、「一、日記役宿番被仰付、御役料被下(寛延元辰年)十二月五日」との記述がある。

ある可能性を指摘しておきたい。経歴を見ると進藤は、桜町が東宮の時以来、口向役人として約20年にわたり仕えていたことが分かる。桃園天皇の即位後も進藤は禁裏御所にとどまったが、桃園はまだ幼少であるため内々には桜町上皇が「院政」を行っていた<sup>49)</sup>。西村慎太郎氏によれば、近世を通じて上皇による禁裏への影響力強化が、しばしば口向役人の人数や人員配置に影響を与えることがあったという<sup>50)</sup>。したがって、④の日記役3名への役料支給は、永年勤続者たる進藤への桜町の意向にもとづく恩給を契機に実施された向きもあるのではなかろうか。これは推測に過ぎないが、いずれにしても、この時に日記役の当番1名・泊番1名という勤務形態が成立するに至ったことは確かである。

安永9年（1780）に常加勢が設置されてからは、日記本役1～2名・日記常加勢1名による勤番体制となった（③）。とはいえ日記役の総数は従来と変化はなく（②）、また両役とも基本的には役料は2石で同額であった（④）。常加勢設置以前も臨時的に加勢を担った者はいたが<sup>51)</sup>、そうした存在を常加勢として職制に組み込んだということであり、職務はこれまでの内容と変わりはないと思われる。これ以降は、常加勢を数ヶ月から数年間経験した後、本役に任じられる形態が基本となったが、最初から本役に就く場合や、常加勢の後は本役にはならず他の役に転任する事例も一部見られた。この時期にこうした措置がとられた理由については、同じく常加勢が置かれる「修理職」や「御花壇奉行」などの他の役職の動向と比較して、今後検討していきたい。

日記役就任者の特徴については⑤～⑧に示した通りである。在任期間としては長期間在職の者と、数年程度の者とので分かれる傾向にある（⑤）。とくに前者は、日記役が確認できる全期間を通じておおよそ満遍なく存在しており、記録業務が円滑に行われるためには熟達者の存在が不可欠であったことが窺える<sup>52)</sup>。また日記役に在任のまま退身・死去する者もいるが、他の役職に転任している場合が圧倒的に多い。日記役はあくまで、使番を初発とする転任や昇任の一段階に過ぎないといえよう（⑥）。なお日記役を世襲で務めた者は一定数いるものの、彼らは文書・記録管理のみに特化した存在とはいえず、多くが一代限りで務めていたことから日記役は世襲を前提とした役職ではないと思われる（⑧）。

以上の点は、組織全体での出来事を総括した公的記録の管理について、右筆をはじめとする専門職集団が形成され、各役人が長期にわたり職務にあたるような幕府・諸藩の傾向とは異なっていよう<sup>53)</sup>。朝廷の場合、公的記録たる「日記」の筆録に専従するのは日記役2～3名に限られ、短期間での転任も多々みられた。そのような状況下では、次項以降で見られるように、口向の

49) 村和明「桜町上皇と朝廷運営」（前掲註（33）村著、初出2010年）。

50) 西村慎太郎「近世地下官人と口向役人」（学位申請論文『近世地下官人と朝廷社会』学習院大学、2006年）。

51) 次項で扱う、松宮・白川両名はその一例。

52) たとえば8年以上在職の者は計20名確認できる（【表3】の番号が網掛けの者）。一方、2年以内に離職した者は計11名である。

53) 幕府の場合、部局を越えた総合的な記録として「江戸幕府右筆所日記」（いわゆる「江戸幕府日記」の一つ）が作成されており、その筆録には表右筆らがあたった（前掲註（17）小宮著など）。諸藩においても、藩庁日記やそれに類する公的記録が日記役などの役人により作成されていた（前掲註（1）国文学研究資料館編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』所収の諸論考、前掲註（17）中野論文など）。上記諸論考を踏まえれば、こうした記録管理の担当役人は、概して長期的にその職務にあたり、なかには特定の家が世襲で役職を継承することもあったようである。

他の役職による臨時的な加勢が「日記」管理には不可欠であった。以下、口向の組織的基盤により存立していた記録管理の様相を見ていく。

## (2) 「日記」の清書作業と従事者

ここでは「日記」の作成過程のうち清書作業について検討したい。「日記」から、関連する記事を列挙する。

【史料2】安永3年(1774)11月3日条<sup>54)</sup>

- 一、当役所御日記、去ル子年々当年迄七年分清帳出来無之候ニ付、  
松宮与一郎  
白川勝之丞

右兩人清帳向加勢之儀、今日々近江守殿(禁裏付、天野正景)へ申入、兩人出勤之事番頭(使番頭)へ申渡、右兩人へ筆墨相渡候儀、賄頭江以書付申達、日記本役々請取渡候事、

【史料3】安永4年(1775)閏12月17日条<sup>55)</sup>

- 一、先達而々御日記清書加勢、松宮主水・白川勝之丞、一昨日切ニ而相済候ニ付、加扶持義、駿河守(取次、土山武匡)々御附衆へ申立置候処、加扶持並之通被下候旨、御附近江守殿被申聞其段番頭申渡ス、尤請取方之義者勸使々申達有之候事、

【史料4】安永7年(1778)8月4日条<sup>56)</sup>

- 一、日記役 市川右門  
右御賄役被 仰付、御役料三石被下、  
御使番 白川勝之丞

右御日記役被 仰付御役料貳石被下、  
右於伺候間御附衆被申渡、兩人共当番(取次)召連、奥へ御礼申上ル、尤右門義御賄頭坂野喜兵衛立会、奥へ御礼申上ル、勝之丞御役料被下候義書付を以て勸使へ申達ス、右兩様共仙洞御所取次中へ心得ニ申遣ス、

以上から、「日記」の清書作業に使番の2名が加勢を命じられ、翌年、作業の終了に伴い「加扶持」を受け、のちに2名のうち白川勝之丞(【表3】No.32白川勝義)が日記役に任じられるという一連の流れが読み取れる。もう少し詳しく見てみよう。

【史料2】では、まず明和5年(1768)から安永3年までの7年分の「清帳」が未完成であることが示される。ここから日記役は「日記」の作成にあたって、下書きを書き留めた後、その清書作業や「清帳」の編綴を行うという手順を踏んでいたことが読み取れる。しかし、歴大な情報の整理・取舍選択を要する下書きと並行して清書作業を行うには差支えがあったのであろう、使番から2名を加勢に迎え清書作業にあたらせている。こうした事例は現存する「日記」のなかでは【史料2】が最初に確認できる記事であり、それ以前から同様の措置が取られてい

54) 「部類目録」①には、「一、御日記清帳滞有之ニ付、松宮与一郎・白川勝之丞兩人明日々取掛之事十一月三日」とある。

55) 「部類目録」①には、「一、御日記清書相済候ニ付、加勢江加扶持被下 同月(閏十二月)十七日」とある。

56) 「部類目録」①には、「一、市川右門御賄役被仰付、白川勝之丞日記役被仰付(八月)四日」とある。

たかは定かでないが<sup>57)</sup>、安永期以降は数年から十数年おきに加勢を迎えての清書作業が行われたようである。たとえば「日記」の文化8年（1811）11月16日条<sup>58)</sup>には、「詰所御日記去ル寛政九巳年分相滞、日記役ニ而無油断清帳候得共、迎茂行届難ニ付、先例も有之御使番分兩人清帳加勢出役之儀、御附衆江申立」たとあり、当初は日記役が清書作業を行っていたが、「迎茂行届難」かったことにより使番2名の応援を要請したという事情が窺える。毎回、おおよそこうした理由から、以上の措置が取られたのであろう。

【史料3】では、前年より1年近くにわたって清書作業に加わった松宮・白川兩名に「加扶持」が下されている。ここではどれほどの「加扶持」であったかは定かでないが、先に引用した文化8年11月16日条の続きには、「休日も人別六七日程宛有之候得共、出精相認候故、日数不相除加扶持被下候様是又申入置候事」との記述がある。すなわち、休日については加勢を務めた期間の総日数から除かず、その日数分の「加扶持」を下すとされている<sup>59)</sup>。このように日数に応じた「加扶持」が加勢には下されていたことが読み取れよう。

【史料4】は、安永3～4年にかけて加勢を務めた白川勝之丞が、それから数年たって日記役に任じられた事例である。市川右門（【表3】No.28市川義安）の「御賄役」への昇格に伴って白川が日記役に任じられたことが分かるが、【表3】によれば、その直前にはNo.30鈴木淑長が仙洞御所へ転任しており、日記役の手が2名のみとなっていた。そうした状況での白川の日記役就任は、「日記」の清書作業に携わっていた実務経験を買われてのものである可能性が指摘できよう。なお若干補足すると、ここで示される賄と日記役の任命の流れは、まさに前節で取り上げた【史料1】の具体例ということになる。禁裏付が直接に任命を申し付け、形式的に奥へ「御礼」を申し上げる就任者の様子が確認できる。その意味で、やはり口向役人の任免を実質的に司ったのは禁裏付であることは間違いなからうが、一方でこうした役職の選任を主導したのは取次であったと思われる。【史料4】には直接記載はないが、【史料2】・【史料3】ではいずれも取次が取り仕切っていることがその証左である<sup>60)</sup>。

### （3）小括

口向において日記役が設置されたのは正徳5年であった。これは口向役人の職制整備に伴うものであり、これ以降2～3名での勤番体制が定着し、文書・記録管理に専従する正式な役職として定位した。寛延元年には宿番が職務に加えられ、役料支給が始まっている。

日記役は、「日記」の筆録を中心とした筆耕業務に勤しんだ。厩大な書付の整理・取捨選択を要する多忙な業務であったと推察される。そのため「日記」の清書作業の際には、日記役だけでは手に負えず（「迎茂行届難」）、使番を加勢に迎えていた。加勢の者は、従事した日数に応じて禁裏付より「加扶持」が下され、のち正式に日記役に任じられる者もいた。ただし日記役は、あくまで使番を初発とする転任・昇任の一段階に過ぎないため、数か月から数年程度で

57) 「部類目録」でもそうした記事は確認できない。

58) 「部類目録」③には、「一、詰所日記清帳加勢御使番江加扶持被下候事（十一月）十六日」とある。

59) ここでは、加勢を担った「四月朔日分十一月十五日迄、日数式百廿三日」分の「加扶持」が、使番兩名にそれぞれ下されている。

60) 【史料1】でも、役人の任免を決める最初の段階で「取調執次より出候」とある。なお前掲註（18）下橋著は、禁裏付と取次とで相談のうえで選任するとしている（154頁）。

異動する場合も少なくなかった。その一方で長期間にわたって在職する者も、日記役が確認できる全期間を通じておおよそ満遍なく存在しており、記録管理業務の円滑化が図られていたことが窺える。このように口向においては、日記役を中心として組織的に、朝廷全体での様々な出来事が公的記録にまとめられていたのである。

### 3. 「禁裏詰所日記部類目録」とその作成過程

本節では、「禁裏執次所日記」がどのように利用されたかという観点から「禁裏詰所日記部類目録」を考察する。具体的には「部類目録」の内容・体裁を精査し、その作成過程の復元を試みる作業となる。あわせて「日記」の利用目的についても若干ではあるが論じる。

#### (1) 「部類目録」の内容

「部類目録」は計10冊現存しており、判型は全て縦28cm、横19.5cmの縦帳である。それぞれの内訳は【表4】に示している(①～⑩の番号は所蔵先の番号に従った)。表に列挙した「項目」は、各「部類目録」の1丁目表(～裏)に記されている目次に基づいた。「部類目録」の各巻にはその項目ごとに、諸情報が編年順に列記してある(具体的な記述は、前節・本節の本文や註で取り上げた引用箇所を参照されたい)。収録されているのは延宝2年(1674)から慶応2年(1866)までの内容で、表に収録年代を記していない巻の上限・下限もおおよそこの通りである。なお「部類目録」の情報源は「日記」であるが<sup>61)</sup>、現存する「日記」と見比べると、その情報を全て収録しているわけではなく遺漏は多い<sup>62)</sup>。以上の点を踏まえ、【表4】をもとに「部類目録」の内容を簡単に見ていこう。

まず①～④について。ここでは堂上公家・女官・口向役人・非蔵人・医師など実務担当者の人事や相続といった事柄が扱われている。内訳としては、①～④のいずれも「御内并医師中之事」が収録内容の4分の3近くの丁数を占めている。「御内」とは口向役人のことであり、この項目の大半は役人の業務や任免・相続などに関する記事である。とくに③・④では、当該項目は「侍分非蔵人共」・「下部」・「医師」の3つに分類されており、口向役人に関する情報把握の利便性を高めていることが窺える。なお③と④の間には約20年分の空白があるため、本来はもう一冊存在したことが窺い知れる。

⑤・⑥は他とは異なり項目が立てられていないが、内容としては外題にある通り京都所司代に関するもので、天皇の「被下物」や献上物、御所への参内・伺候、関東への下向などについて記されている。文久2年(1862)閏8月8日の松平容保の京都守護職就任以降は、それに関する同様の事柄も載っている。⑧も幕府関連の内容であるが、老中や高家、京都町奉行・付武家・京都代官など収録内容は幅広い。ほかに「武家方官物之事并臨時献上物之事、附参内被下

61) 正徳5年の日記役設置以前の「日記」の筆録者は定かでないが、前節第1項で触れた「筆耕奉行」などの担い手が想定されようか。

62) 前掲註(10)村論文、68頁。単純な抜け落ちもあるだろうが、口向(取次)にとって必要性の低い情報はそもそも全てを「部類目録」に記載するつもりはなかったのではないかと思われる。この点は、後述する「日記」の利用目的とも関わる問題である。

表4 「禁裏詰所日記部類目録」内訳

	外題	項目	丁数	厚さ	下小口		
①	從延宝2寅年 到安永7戌年 堂上・女中・御内・医師・ 其外 日記部類目録	諸堂上方之事	3丁表～10丁表	全150丁	1.5cm	五上	
		女中方之事	13丁表～24丁裏				
		御内并医師中之事	28丁表～138丁表				
		絵師并楽人・役人・町人等之事	139丁表～149丁表				
②	從安永8亥年正月 到文化2丑年12月 堂上・女中・御内・医師・ 其外 日記部類目録	諸堂上方之事	3丁表～9丁裏	全195丁	2cm	五中	
		女中方之事并局侍	13丁表～21丁表				
		御内并医師中之事	28丁表～177丁裏				
		絵師并楽人・役人・町人等之事	178丁表～190丁表				
③	從文化3寅年正月 到天保8酉年12月 堂上・女中・御内・医師・ 其外 日記部類目録	諸堂上方之事	2丁表～16丁表	全307丁	2.8cm	五下	
		女中方之事并局侍	21丁表～39丁表				
		御内并医師中之事	侍分非藏人共				43丁表～186丁表
			下部				187丁表～236丁表
			医師				237丁表～281丁裏
絵師并楽人・役人・町人等之事	282丁表～307丁裏						
④	從安政5戊午正月 堂上・女中・御内・医師・ 其外 日記部類目録	諸堂上方之事	2丁表～22丁裏	全275丁	3cm	(なし)	
		女中方之事并局侍	33丁表～43丁表				
		御内并医師中之事	侍分非藏人共				51丁表～130丁裏
			下部				145丁表～184丁表
			医師				194丁表～212丁裏
絵師并楽人・役人・町人等之事	242丁表～264丁表						
⑤	從延宝2寅年 到宝曆9卯年12月 所司代 日記部類目録	—	2丁表～137丁裏	全139丁	1.5cm	六	
⑥	從宝曆10辰年正月 守護職 所司代 日記部類目録	—	1丁表～256丁表	全280丁	2.8cm	七	
⑦	撰家・官方・門跡方 日記部類目録	官方御髮置・御深曾木・御色直・御 紐落・御齒黒初・御目見等之事	3丁表～16丁裏	全202丁	2cm	一／二／三	
		親王宣下・牛車宣下・撰家官方御元 服・復辟等之事	23丁表～50丁裏				
		撰家・官方御移徙之事	61丁表～64丁裏				
		撰家・官方・関東并遠方御往反御入 興等事	77丁表～95丁表				
		撰家・官方御有卦入明事(御杖御免)	96丁表～98丁表				
		御入寺・御得度・御相統・御灌頂・ 御拝堂・御加行并御養子参内・御隱 居之事	101丁表～125丁裏				
		法中参内之事(献上物・被為進物)	136丁表～176丁裏				
		凶事	186丁表～194丁表				
		撰家官方御願并御拝領物等之事	195丁表～199丁裏				
⑧	関東武家方 日記部類目録	関東御転任・御婚礼・御誕生等之事 (宣下陣儀・御移徙・御上洛・献上物)	3丁表～31丁裏	全505丁	4.5cm	四	
		臨時上使之事	36丁表～63丁表				
		御合力米御拵料	70丁表～72丁表				
		関東御三家凶事・仏事贈官位等之事	80丁表～96丁裏				
		武家方官物之事并臨時献上物之事、 附参内被下物等	114丁表～205丁裏				
		武家京役参府・交代等之事	223丁表～366丁裏				
		諸触書之事并御附衆江届書 御附衆 被相渡書付[ ] (虫喰)	380丁表～469丁裏				
		武家転役并凶事 紀伊殿京都通行之 事	481丁表～497丁裏				

⑨	日記部類目録	臨時内侍所諸事	3丁表～21丁裏	全316丁	2.8cm	一／二／三
		御継躰・御元服・親王准后宣下・御齒黒初・御眉拭等之事	23丁表～29丁裏			
		御月見其外御床扨等御祝儀事	31丁表～44丁裏			
		立坊御讓位御即位立后大嘗会等之事	50丁表～56丁裏			
		御入内之事	62丁表～63丁裏			
		遷幸・御幸・行啓・渡御等之事	66丁表～78丁表			
		御有卦入明之事	82丁表～89丁表			
		御着帯・御誕生・御宮參等之事并宮様御参内・御下り等之事	93丁表～128丁表			
		改暦・改元并朔旦冬至之事	147丁表～148丁裏			
		御作法事	151丁表～154丁裏			
		御作法雨儀・御延引等之事(附日月触之事)	158丁表～176丁表			
		御楽始并御伝授事	178丁表～190丁裏			
		臨時舞楽・御遊・院中御能等之事	195丁表～207丁裏			
雑々	211丁表～315丁裏					
⑩	日記部類目録	御造営上棟御修理御移徙之事(明御殿等)	3丁表～50丁裏	全332丁	3cm	一／二／三
		神社仏閣之事	57丁表～129丁裏			
		御茶御用之事	130丁表～173丁裏			
		御庭御用之事	176丁表～194丁裏			
		御道具類并御拵料等之事	202丁表～220丁表			
		御台所料并御領地之事	229丁表～242丁表			
		非常之事	248丁表～276丁表			
		御凶事御仏事(関東江御遺物)	281丁表～327丁裏			

「下小口」の項目では、各「部類目録」の下小口に記された番号を示したが、⑦・⑨・⑩は不鮮明のため番号は確定できない。なお下小口には番号のみが記されているわけではなく、「部類目録 …」という書き方がなされている(…には表で示した番号が入る)。

物等」では諸大名の朝廷献上物についても記されている<sup>63)</sup>。

⑦は摂家・宮家・門跡関連の記事が並ぶ。親王宣下、関東下向、相続、薨去、拝領物など幅広い内容を含んでいる。

⑨・⑩は朝儀その他に関する巻である。内容は多岐にわたるが、とくに⑨の3分の1近い丁数を占める「雑々」は興味深い。御所近くでの乱心者の召捕え、入水、捨子、火事といった分類しづらい雑多な情報が書き連ねてある。なお、⑨の「御継躰・御元服・親王准后宣下・御齒黒初・御眉拭等之事」と、⑦の「官方御髪置・御深曾木・御色直・御紐落・御齒黒初・御目見等之事」では重複する記事がいくつか見られた。他の項目でも内容の重複が一部見受けられる。

このように現存の「部類目録」は、[A] 朝廷の実務担当者を扱った①～④、[B] 武家関連の⑤・⑥・⑧、[C] 摂家・宮家・門跡関連の⑦、[D] 朝儀その他に関する⑨・⑩と、内容としては大きく4つに分けられよう。単純に丁数で見ると、[A]と[B]が「部類目録」全体の約3分の1ずつを占めているが、もともとは[A]がもう1冊存在したであろうことを踏まえると、全体で[A]が最も内容量が多いということになる。「日記」の簡便な利用のために「部類目録」が作成されたことは間違いなからうが、なかでも朝廷内の各部署・実務担当者の諸情

63) 千葉拓真「家督相続儀礼と朝廷」(『加賀藩前田家と朝廷』山川出版社、2020年、初出2010年)は、本項目の記述内容をもとに、家督相続時に禁裏・仙洞御所へ御礼・献上を行っていた大名が、尾張・紀伊・水戸の御三家と加賀藩前田家に限られていたことを明らかにしている。なお本論文は「禁裏執次所日記」も一部利用している。

報を時期ごとに複数冊に分けて編綴しているのは、実務組織「口向」として、それらがとりわけ重要な情報であったことを示していよう。

それでは「日記」の利用者は、その収載情報をどのような目的で必要としたのだろうか。次節で述べるように、「日記」は取次の執務空間である「取次（詰）所」に保管されていたため<sup>64</sup>、その主な利用者は取次であったとみられる。たとえば彼らが口向役人を選任する際、「部類目録」のうち[A]の「御内并医師中之事」をもとに「日記」の記事を先例として参照した可能性が考えられよう<sup>65</sup>。すなわち口向役人を統括するという職務上の必要から「日記」を利用したのではないか、ということである<sup>66</sup>。また取次は、禁裏付の口向支配を直接支えたことから、幕府からの求めに応じて諸情報を提供する役割もあったと思われる<sup>67</sup>。「部類目録」全体の約3分の1の丁数を[B]が占めていることは、そうした取次の役割において武家関連の情報も手早く把握することが必要だったということなのであろう。

## （2）「部類目録」の筆録と編綴

さて「部類目録」はいつ、どのように作成されたのであろうか。これについては「日記」の文政5年（1822）7月11日条が参考となる<sup>68</sup>。

### 【史料5】

一、 金式百疋宛 勘使 辻刑部丞・小野兵部丞

右者、元禄二巳年分安永九子年迄九十二ヶ年分日記目録書拔、定式御用之外骨折相勤候二付、為御褒美被下候旨、於伺公之間御附衆被申渡候事、

これによれば、勘使の辻順義・小野氏意の兩名（地下官人）が、元禄2年（1689）から安永9年（1780）までの計92年分の「日記目録書拔」を行い、金200疋ずつの下賜が禁裏付より申し渡されている。この「日記目録書拔」とは、まさしく「部類目録」の筆録作業のことであり（おそらく下書きの作成であろう）、これに勘使が加わっていたことが分かる。同日条では、「勘使帳役」や「勘使下役」の加勢を「仕丁頭」の粟津市三郎など下部5名が務め、褒美を得ていることから、勘使所の役人らが全体として「日記目録書拔」に関与した可能性がある。また、「日記役中」が「筆料」として銀60目を下されているほか、「中元御褒美」としてではあるが、木村式部・土山右近将監・重民部の使番3名も臨時で「日記役加勢」を務めたとしてそれ

64) おそらく「部類目録」も同様であろう。

65) 前述の通り、「御内儀侍中家譜」は取次の勢多章武の手によるものだが、そのなかで「詰所日記二名アリ」などの記述が見られることから、その作成に当たって「日記」も参照していたことが分かる。そのうえで、同史料には各家の侍分の職務経歴が詳しく記されていることを踏まえると、取次が過去の口向役人の人事情報を「日記」から把握していたことは確実といえよう。

66) 次節で述べるように、取次の勢多章純は寛政度の御所造営において「造内裏御指図御用掛」として実務にあたったが、その際にも過去の先例を「日記」から探っている様子が見受けられる（宮内庁書陵部蔵「造内裏御指図御用記」寛政元（1789）年6月3日条など）。

67) たとえば前掲「禁中附武家百ヶ条」の最後の条目には、寛政2（1790）年に禁裏付の有田貞勝が「騎馬にて仙洞御所御代参途中」に「押躰之者」から下馬を要求されるエピソードが記されているが、その末尾に「右者詰所日記写之候而、寛政八辰年十月三日美濃守（取次、町口是村）差出」との記述が見られる。このように取次は、禁裏付らに対して「日記」などをもとに諸情報の提供を日常的に行っていたのであろう。

68) 「部類目録」③には、「一、勘使辻刑部丞・小野兵部丞等日記目録書拔、定式之外二相勤、御褒美同日（十一日）」とある。

ぞれ加勢日数に応じて褒美を受けたことが同日条から分かる。木村は加勢日数計42日で金200疋、土山は計35日で金100疋、重は計72日で300疋である。すなわち、少なくとも2か月半かそれ以上の期間を要して、日記役だけでなく勘使とその配下の役人や使番の加勢のもと、「部類目録」の筆録が行われたということになろう。なおこの時に加勢した木村と重は、その直後の7月15日に日記常加勢に任じられており（【表3】のNo.51木村直方、No.52重重時）、土山武行も同日、仙洞御所の日記常加勢に転任している（「御内儀侍中家譜」）。残念ながら文政5年の「日記」は上半期（上巻）が現存していないため、「日記目録書抜」の実施経緯は不明である<sup>69</sup>。

さて前述の通り、「部類目録」には延宝2年からの記事が収載されているため、やはり元禄元年分までの「日記目録書抜」も別に実施されていたと思われるが、その時期については明らかでない。しかし計92年分という膨大な「日記目録書抜」を実施した文政5年の事例は、「部類目録」の作成において、その本格的着手と見てよかろう。その後の具体的な動向は、管見の限り「日記」や「部類目録」からは窺い知れない。そのため抽象的な叙述にならざるを得ないが、以下では「部類目録」の形態や外形的特徴からその作成過程のあらましを考えてみたい<sup>70</sup>。

④を除く9冊の下小口には、「一」～「七」の番号が振られている（【表4】）。したがって、ある段階でこれらが編綴され、整理されたことが分かる（ここまでの段階を〔編綴Ⅰ〕とする）。しかし③・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩は、後から新たな紙が差し込まれ、そこに記事が書き足されているため、小口番号が分断されている<sup>71</sup>。これらの記事の下限は慶応2年であるため、最終的に完成に至ったのは慶応3年（1867）以降のことであろう（ここまでの段階を〔編綴Ⅱ〕とする）。残りの巻のうち①・②・⑤はとくに紙の継ぎ足しや小口番号の分断が見られないことから、〔編綴Ⅰ〕の段階で完成したものであると思われる。さらに、そうした編綴の前提として筆録作業（下書き）の段階を考えなくてはならない。すなわち【史料5】で確認した文政5年の「日記目録書抜」の作業を踏まえる必要があるわけで、〔編綴Ⅰ〕はそれ以降と考えるのが妥当であろう。とくに①は安永7年（1778）までの記事を収録しているため、安永9年分までをまとめた文政5年の「書抜」をもとに、その後の早い段階で清書・編綴された可能性がある。なお①・②・⑤の外題はどれも筆跡が異なるため、それぞれ別の時期に編綴されたのであろう（ただし近い時期と推測される）。

また小口番号が分断している巻について、それぞれの分断箇所を逐一点検した結果、おおよそ文政～天保期の記事のあたりから下小口の番号の墨が付いていないことが確認された。このことから天保末年以降のある時期において、筆録作業での下書きをもとにこれらの編綴がなされ、〔編綴Ⅰ〕が「一」～「七」の番号付与により完了したと考えられよう。したがって〔編綴Ⅰ〕は、長期間かつ断続的な作業を想定する必要がある。その後も筆録作業は断続的に続けられ、〔編綴Ⅰ〕で一度完成した③・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩に新たな紙を差し込み、下書きをもとに記事を書き入れて編綴（④は新たに編綴）するという〔編綴Ⅱ〕が明治初年まで行われたという流れであろうか。かくして、現在の形態の「部類目録」が完成したと考えたい。時期が確定できな

69) 前項で示した「日記」の利用目的を踏まえると、「部類目録」の筆録作業は、禁裏付や取次の意向により行われた可能性が考えられるが、定かでない。

70) 前掲註(10)村論文、68頁も参照。

71) なお⑥は一つの内容のみを扱っているため、後から紙が付け加えられただけで、小口番号の分断は見られない。

いため、かなり曖昧な記述となったが、おおまかには上記のような作成過程であったと捉えておく。

### （3）小括

「部類目録」は、厩大に存在する「日記」を主に取次が閲覧・利用するに際し、その利便性を高めるため索引として作成されたものと思われる。計10冊が現存しており、それらの内容を踏まえれば、[A] 朝廷の実務担当者、[B] 武家関連、[C] 摂家・宮家・門跡関連、[D] 朝儀その他と、4つに大きく分けられよう。なかでも口向役人に関する情報を多分に含む [A] が全10冊のうち4冊（もとはもう1冊存在）、全体の約3分の1の丁数を占め、収録内容も充実していることが注目される。このことから取次の職務上、先例の確認として「日記」が重要な情報源であったことが窺える。また [B] も「部類目録」全体の3分の1近くの丁数に及ぶことから、取次が禁裏付の口向支配（＝幕府による朝廷末端部の掌握）を支えるうえで、武家関連の情報を手早く把握することも重要だったものと推察される。なお幕府から取次に求められた諸情報の提供は、これ以外にも朝廷全体に関する諸事項に及んだとみられる。朝廷全体での出来事を網羅的に記載した「日記」が長期にわたり書き継がれたのには、そのような役割において取次が正確な情報把握を必要としたことが前提にあったのであろう。

また「部類目録」の筆録作業は日記役だけでなく、勘使とその配下の役人や使番からの加勢によって組織的に行われた。とくに勘使所メンバーの起用理由は定かでないが、日記役が執務する「日記部屋」（後述）と「勘使部屋」（勘使所）が近接していることも関係があるかもしれない<sup>72)</sup>。さらに、「部類目録」の作成過程としては、恐らくは19世紀初頭以降、下書きを行う筆録作業とそれをもとにした清書・編綴作業が行われ、後者は天保末年以降に一旦完了を挟みつつ、両者とも明治初年まで断続的に実施された、という流れが想定される。具体的時期の確定には、さらなる「日記」記事の精査や、関連史料からのアプローチが必要となろう。他日を期したい。

## 4. 記録管理における取次の機能

厩大かつ多様な情報を含む「禁裏執次所日記」の管理（＝作成・利用・保存）は、いかに存立しえたか。その条件の一つには、口向の組織的基盤が挙げられる。すなわち前節までの検討を踏まえれば、とくに「日記」の作成・利用段階において、日記役を中心に口向の諸職が組織的に携わっていたことが重要であったといえる。本節では、いま一つの存立条件として、「日記」の名称にも掲げられている取次（執次）とその執務空間の機能に注目してみたい。関連して、「日記」の保管・保存のありようについても論及する。

### （1）取次の情報集積機能

御所において取次の執務空間は、「取次詰所」と「取次部屋」の2つが存在した。まずは、

72) 前掲註(32) 藤岡著、30～31頁に所収の寛政元～2年(1789～90年)に造営された禁裏御所の指図を参照した。なお、勘使部屋は取次詰所(次節で詳述)とも近い。

これらの役割について、天明大火による御所再建の際の記録である「造内裏御指図御用記」(宮内庁書陵部蔵)の記述を参照したい。

【史料6】天明8年(1788)11月11日条<sup>73)</sup>

(前略)

取次詰所之儀ハ、御台所向之他所より御出入相済候輩罷通り応対等仕、御所々々より之御使御祝儀・被為進物等請之、并御幸之節詰之人体引請、諸向請書ニ而御用向相済、并口向役柄ニ寄御祝等之節、詰所ニ而御料理・御祝等被下、又者日々医師相詰、御祝儀事ニ而被召候節者、医師不残被出候儀故多人数相詰、諸所建物ニ而も御用多候節ハ、殊外狭少ニ而混雑仕候、

- 一、取次部屋之儀ハ、引受候御用等相済、并御道具等差置、当時御用多当番之取次右部屋へ引退候儀者無之候得とも、当時ニ而者御元結ヲ右部屋ニ而仕立、諸大夫・使者等罷出候節、相用イ候儀等有之候、詰所へも難立入并御内意近辺席へも難通輩ヲ差置、応対等仕候、且又御内々御能等之節ハ御玄関向差支之節、御所方御幸之供奉溜リニ仕、且又御預り御車数・乗具、其外装束・御道具等虫干等ニ相用イ申候、右之外御大礼御大造之御、種々御用向等相済候場所ニ御座候、(後略)

この記録の記主は、取次の勢多章純である(前掲「御内儀侍中家譜」を作成した章武の祖父)。当時、章純は同役の土山武辰とともに「造内裏御指図御用掛」に任じられており、御所造営の実務にあっていた。御用掛とは、即位礼や能といった儀式や行事などに際して設けられる臨時の組織のことで、表からは議奏や奉行を務める堂上公家が出仕し、その差配のもとで口向役人もしばしば実務にあたった。今回も取次をはじめ、勘使や修理職、日記役のほかに「詰所常番」<sup>74)</sup>などの下部も御用掛を務めている。記録には、御用掛の堂上公家・口向役人、幕閣・幕臣、京都中井役所の大工、絵師など多様な人物が登場し、御所全体の設計について細部にわたり話し合われている様子が示される。【史料6】は、口向の坪数を減らす方針のもと、修理職奉行の日野資矩が取次に、執務空間が2部屋存在する訳を質し、それに取次が返答した内容の一部である。ここから分かる各部屋の役割をまとめておこう。

まず取次詰所について。御所の中央やや西寄り、表と口向との境目あたりに位置した<sup>75)</sup>。最初にある「御台所向之他所より御出入相済候輩」とは、おそらく御用達などを指すのであろう。同所では、そうした人々への対応をしたことが分かる。また各御所からの「御使」の口向役人による祝儀などを請ける場でもあったという。上皇らの出行の際には担当役人の詰所とし、諸方面について請書にて御用を務めたことも読み取れる。口向役人の職務に対する祝儀もここで下されたほか、医師の詰所にもなっていたことが示されている。

次に取次部屋について。御所の北西にある台所門から入ってすぐ左手に位置した<sup>76)</sup>。こちらは奥と口向との境界付近である。ここは取次が引き受けた御用などを済まし、道具類を保管す

73) 詫間直樹編『京都御所造営録―造内裏御指図御用記』1(中央公論美術出版、2010年)の翻刻を参照した。

74) 【表2】の「対屋口・御末口番」の職務にある「取次詰所常番」のこと。日記役とセットで御用掛に任じられる様子が「部類目録」の記事に散見されるが、詰所常番が記録管理にどれほど関与していたかは不明である。

75) 前掲註(32)藤岡著、30～31頁。

76) 同上。

る場所であるが、現在は御用が繁多となり当番の取次が詰めることはなく、「御元結」<sup>77)</sup>をここで仕立てていることが示される。公家などの使者や、詰所へ通し難い人物を応対するのに同所を用いたことも読み取れる。また「御内々能」（天皇による私的な観能）を実施する際に、上皇らの出行に供奉する者たちの溜り場として「御内玄関」<sup>78)</sup>では差し支える場合は、同所を使うとしている。さらに乗物や装束、道具などの虫干しにも用いられるほか、「御大札」などの際の種々の御用向きを済ます場所であることが分かる。

以上の検討から明らかになるのは、取次の執務空間が、表・奥と口向との各境界付近において朝廷内外の多様な人々を取り次ぐ場であったということである。まさに両空間は、表・奥それぞれと口向との結節点、さらには朝廷と外部社会との結節点として機能していたのであろう。そしてそれは、取次の役割そのものともいえるのではなかろうか。この点は取次を主題に据えた検証が別に要されるが、ひとまずここでは、取次が文字通り朝廷内外の諸主体を取り次ぐ存在であったと捉えておきたい。

さて取次（の執務空間）がそうした性格を有していたならば、そのもとには多くの文書類が到来したはずである。厩大に現存する取次の日記類<sup>79)</sup>に、多様な人間関係を背景とする情報が多分に含まれていることは、そのことをよく示している。朝廷の各役所・部署などから取次のもとに集積した諸情報こそが、取次詰所の名を冠する「日記」の主な情報源だったのであろう。加えて、日記役の執務する「日記部屋」が取次詰所の西側に隣接していたことも重要である<sup>80)</sup>。日記役は、取次詰所から日々もたらされる厩大な書付を整理・取捨選択して「日記」の下書きを行っていたのであろう。したがって取次の情報集積機能が、朝廷全体での出来事を総括した公的記録たる「日記」の管理を存立せしめた一つの条件であったと考えられる。

口向におけるこうした記録管理のあり方とよく似た構造は、規模の差はあれども幕府にも見られる。小宮木代良氏<sup>81)</sup>によれば、幕府の正式の記録である「江戸幕府右筆所日記」は、とくに近世中期以降、大目付・目付の兼務する日記掛が各部局から提出された書付を集約し、それをもとに表右筆が作成していたという。ここでの大目付・目付と表右筆の関係は、まさに朝廷（口向）における取次と日記役の関係に相当しよう。また興味深いのは、大目付・目付が「右筆所日記」の文面を逐一確認するなど、その作成に責任を持つ主体であったということである。そのため表右筆は、大目付・目付の「世話」のもと、「右筆所日記」の清書が遅滞しないよう求

77) 前掲註(18)「禁中行事記聞」には、「執次部屋」と並んで「御元結部屋」という空間が紹介されており、それについて「御料ノ御元結ヲ製造スル〈使番ノ所役ナリ〉所トス」との解説が加えられている。使番が天皇・公家らの元結を作成していたものと解されるが、詳細は不明である。

78) 【史料6】には「御内玄関」とあるが、これと同様の情報を含む土山武辰の日記「造内裏御指図御用掛り 御用并自分記」（国立国会図書館蔵「禁裏御所御用日記」234）の該当箇所には「御内玄関」と記されている。御内玄関は「武家玄関」とも呼ばれ、在京幕臣や口向役人、医師らの昇降口であった（前掲註(18)「禁中行事記聞」）。

79) たとえば前掲註(78)「禁裏御所御用日記」は計371点現存し、土山家の歴代当主が記した日記・文書類が厩大に残されている。勢多家の日記類も宮内庁書陵部などに多数現存する。

80) 前掲註(32)藤岡著、30～31頁。日記部屋は、寛政度内裏で初めて設置されたとみられる。それ以前の日記役の執務空間は不明である。

81) 小宮木代良「『江戸幕府右筆所日記』作成過程の検討」（前掲註(17)小宮著）、同「江戸幕府右筆所日記について」（佐藤孝之・三村昌司編『近世・近現代 文書の保存・管理の歴史』勉誠出版、2019年）。

められていたとみられる。この点、「日記」の清書作業がしばしば滞った朝廷の状況とは大きく異なっていよう (第2節第2項参照)。したがって、取次の「日記」作成への関与の程度は定かではないが、幕府の大目付・目付ほど強い関与ではなかったと思われる。

このように朝廷と幕府の、組織全体での出来事を総括した公的記録の管理のあり方には共通性が見られるわけだが、これはたんなる偶然ではなかろう。たとえば堂上公家の役料制が幕府制度の適用・模倣であるとの指摘があるように<sup>82)</sup>、朝廷内の諸制度やシステムの構築・改変が幕府の影響をしばしば受けたことはよく知られるところである。したがって、以上見てきたような「日記」の管理は、幕府の記録管理システムに倣ったものである可能性が考えられよう。

## (2) 「日記」の保管・保存

最後に、「日記」の保管・保存のありようについても述べておく。これを直接に示す記述は、今のところ見出せていないが、幕末期に取次を務めた土山武宗の日記<sup>83)</sup>に興味深い記述がある。御所を襲った嘉永大火の様子を記した箇所に、「日記」に関する以下2つの記述が見られる<sup>84)</sup>。

【史料7】嘉永7年(1854)4月6日条

(前略) 奥向并表等見廻り可申覚悟ニテ参候処、最早火移入口迄煙来、難入込候ニ付、無扨詰所へ帰御日記類取出方等致指図、彼是申内近辺へ火移候ニ付、御内玄関ヨリ罷出、(後略)

【史料8】嘉永7年4月10日条

一、詰所御日記帳面類、長持一棹ニ余品共一緒ニ入持出し、其外致方も無之(但持出し人夫無之故也)、井戸江投入置候分追々取調搔上ル、但水上之分者不残焼失也、御日記安永前不残焼失、其後も所々焼失、帳面類少々残り有之、書付筆笥其外等不残焼失、誠ニ嘆息難止事也、日記役・常番等見分察焼失地江罷越、人夫修理職江申渡相廻ル、濡書夫々干乾追々清書可致積り也(自分宅江持帰り干乾候分も有之)、

ここでは、4月6日昼過ぎに発生した御所での火災に際しての、「日記」救出の緊迫した状況が示されている。具体的には、「日記」を「長持一棹」に入れて持ち出し、残りの分は人手不足により仕方なく井戸へ投げ込んだが、井戸水に入りきらなかった「水上之分」は残らず焼失したことが読み取れる。10日になって、井戸へ投げ込んでおいた「日記」を引き上げたのであろう。これら「濡書」を「夫々干乾追々清書」したものと、辛うじて搬出し得た分が、まさに現存する「日記」計72冊<sup>85)</sup>であると考えられる。

そのうえで注目したいのは、【史料7】の「無扨詰所へ帰御日記類取出方等致指図」という記述である。つまり土山が詰所において諸役人に「日記」の搬出方法などを指示しているわけだが、この記述は「日記」が取次詰所にあったことを窺わせる。そしてその続きには、「彼是申内」に火の手がこちらに及んだため、取次詰所からほど近くにある「御内玄関」を出たとある。「彼是申内」とは、具体的には【史料8】前段の救出作業を示しているのであろう。した

82) 前掲註(33)村著。

83) 前掲註(78)「禁裏御所御用日記」146。

84) 武部敏夫「議奏日次案に就いて」(高橋隆三先生喜寿記念論集刊行会編『古記録の研究 高橋隆三先生喜寿記念論集』続群書類従完成会、1970年)、574～575頁でも若干の言及がある。

85) 前掲註(13)「取次日記」を含めた冊数。

がって、直接的表現は見られないものの、取次詰所から「日記」を救出しようと試みたが、「安永前不残焼失」<sup>86)</sup>してしまったというのが上記の出来事のあらましであると思われる。

あわせて、前掲の「造内裏御指図御用記」には、取次詰所に「日記棚」の存在が確認できる記事があり<sup>87)</sup>、安政度造営の御所の指図<sup>88)</sup>にもその「日記棚」が2つ確認される。このことから「日記」は、日常的には取次詰所の「日記棚」に保管・保存されていたものと考えられる<sup>89)</sup>。宮内庁書陵部『和漢図書分類目録』（1955年）は、「日記」を「御所本」、つまり禁裏文庫に伝来した史料とするが、少なくとも近世禁裏文庫（のちの東山御文庫）には「日記」は所蔵されていなかったことが分かる。

### （3）小括

禁裏付のもとで口向全体を統括した取次は、口向の諸役人はもちろん、表や奥の構成員、御用達、医師なども職務上関わりを有したと思われる。そのため取次のもとには朝廷の各役所・部署などから大量の文書類が、日々到来していたとみられる。それらを情報源として日記役が筆録した記録が、まさに「禁裏執次所日記」ということになる。また「日記」は、日常的には取次詰所の「日記棚」に保管・保存されていたことが明らかとなった。実証はできないが、「部類目録」も同所に置かれ、取次が「日記」を閲覧するに際しての検索手段として用いられていたのであろう。このような朝廷全体での出来事をまとめた公的記録の管理には、日記役をはじめとする口向の諸職による組織的基盤と、取次の情報集積機能という2つの要素がその存立に不可欠であったと結論づけられる。

### おわりに

ここまで、近世朝廷の実務組織「口向」における記録管理について検討を行った。冒頭に掲げた検討課題の解明内容を整理すると以下ようになる。

- ①口向は、近世朝廷の実務を支えた組織・空間で、その諸役人は侍分と下部という2つの階層に大別される。基本的には、侍分の管轄する各部署に下部が帰属するかたちで、勘定業務や料理、営繕、掃除などの諸機能が果たされた。彼らの任免は幕府から派遣された禁裏付武家が実質的に司ったため、口向は幕府による朝廷統制の末端に位置づく、近世特有の実務組織であったといえる。
- ②「日記」の作成には、侍分の日記役が中心的に携わった。正徳5年（1715）の設置以降、常時2～3名が同役に就き、龐大な書付の整理・取捨選択のもと「日記」の筆録（下書き）

86) ただし安永以前でも、明和4・6・8年分の「日記」は残っている。なお、これら現存するなかでも古い年次のものには実際に焼け跡が確認できることから、より新しい年次のものを優先して搬出した可能性が考えられる。

87) 寛政元（1789）年8月2日条など。

88) 平井聖ほか『中井家文書の研究 第八巻 内匠寮本図面篇八』（中央公論美術出版、1983年）、18頁に収載のもの。同文書群については、林大樹「デジタル化された宮内庁書陵部所蔵『内匠寮本中井家文書』について」（『東京大学史料編纂所研究紀要』30、2020年）も参照。

89) なお「日記」の下小口には、「部類目録」と同様に通し番号が書かれている（前掲註（14）『「近世の記録」展示目録』）。

にあたったとみられる。しかし多忙な業務ゆえに「日記」の清書作業がしばしば滞り、そのたびに使番を加勢に迎えて対応していた。

- ③「部類目録」の収載内容は、口向役人ら実務担当者や武家関連の情報が約3分の2を占める。したがって「部類目録」は、口向の筆頭職である取次が、役人の選任や禁裏付の補佐といった職務上の必要から、「日記」を簡便に利用するために作成されたものと考えられる。そしてこの作成には、勘使所の諸役人や使番らが動員された。②とも考え合わせると、「日記」の作成や利用には、口向の組織的基盤が必須であったことが分かる。
- ④取次は、統括した口向役人以外にも、公家や女官ら朝廷構成員、御用達、医師などとも職務上広く関わりを有したと思われる。これにより取次のもとには大量の書付が到来していたとみられる。それらを情報源として日記役が筆録したのが「日記」であった。このような取次の情報集積機能も、「日記」管理の存立には不可欠な要素であったといえる。

最後に近世朝廷の文書・記録管理の性格について考えを述べ、残された課題を提示することで結びとしたい。

本論では「日記」を、朝廷全体での出来事を総括した公的記録と捉え、その作成・利用段階において口向の諸職が組織的に携わったことを明らかにしたが、同記録はあくまでも取次詰所の公日記という性格のものである。村和明氏<sup>90)</sup>が明示した、表・奥・口向の各所で作成された公日記類の存在からも明らかのように、朝廷の各役所・部署において文書・記録管理が個別になされていたこともここで指摘しておきたい。とりわけ口向は、朝廷内の幅広い実務に携わっていたため、各部署では大量の文書・記録が日々生成されていたと思われる。たとえば口向役人のうち、下部には「勘使帳役」や「御賄帳役」という役職が確認されるが(【表2】)、これらは勘使所や賄所における帳簿類の管理を担っていたとみられる。こうした部署ごとの組織的(公的)な文書・記録管理とその担い手が朝廷における日常業務を支えていたことは、改めて強調しておく。その一方で、西村慎太郎氏が指摘する、「天皇・公家は排他的な血と知の継承によって再生産される」<sup>91)</sup>ため、個々の家々によって「記録資料を集積し、管理し、公日記などが作成され」<sup>92)</sup>ていた事実も見逃せない。むしろこれこそが、朝廷・公家社会に対して我々が抱くイメージであり、かつその特殊性を担保する重要な事実であるといえよう。

以上から、近世朝廷の文書・記録管理には、公的かつ組織的なあり方と、私的または公私未分離なあり方が併存していたと考えられる。このような併存状況は近世の支配集団においては普遍的に見られたはずであるが<sup>93)</sup>、朝廷の場合は研究史上、後者に比べて前者は禁裏文庫を除いてあまり注目されてこなかった。近世朝廷という集団が旧時代的要素を多分に内包しつつも近世国家の構成要素であり続けた所以を、特殊性のみならず普遍性(近世的特質)に求めることも重要であると考ええる。この点、口向は示唆的な検討素材であろう。本稿を一つの出発点

90) 前掲註(10)村論文。

91) 前掲註(7)西村「回祿からの再生」、5頁。

92) 同上、6頁。

93) この点、幕府の文書管理に関する大友一雄氏の一連の研究などを踏まえ、吉川紗里矢氏が提起した、「役所文書」と「役職文書」という類型は示唆的である(「老中の文書管理と幕府人事—『御覚之控』を中心に—」『書物・出版と社会変容』20、2016年)。前者は「幕府役職者が江戸城や奉行所において作成した文書群」を、後者は「役職についた幕府役人が勤務のために私的に作成した文書」を指すとしている。これは朝廷の場合にも敷衍できよう。

に、今後、口向（役人）を正面に据えた研究を展開し、天皇・公家衆を軸に描かれてきた近世朝廷像の再検討を試みたい。

さて、本稿が残した課題はあまりにも多い。本論に関わる未検討の論点としては、まず「日記」の管理システムの通時の変化という問題が挙げられる。すなわち、延宝期以来「日記」は幕末期に至るまで作成され続けたが、その間に管理のあり方がいかなる変化を遂げたかということである。本論では断片的な記述にとどまったが、まさにこれは口向、ひいては朝廷という組織それ自体の変化を跡づけることでもあろう。今後、朝廷・幕府双方の政治的諸動向を踏まえた動的な考察も加えたい。

いま一つは、仙洞御所や大宮御所の「執次詰所日記」と「日記」との関係についてである。前者もまた宮内庁書陵部に所蔵されており<sup>94</sup>、各御所の口向で作成されたものである。本稿が「近世朝廷の記録管理」をテーマに掲げながらも禁裏御所のみを終始したことは、もとより筆者の力量不足によるものであるが、各御所も朝廷を構成する重要な要素に違いない。これらの「執次詰所日記」の管理システムと、本論で見た「日記」管理のあり方とがどのようにリンクするのか。そうした問題についても今後検討できたらと考えている。

ほかにも、「日記」それ自体の内容精査にまで至っていないという問題もあるように、課題は山積している。さらなる考察を進めていきたい。

---

94) (a)「仙洞後桜町上皇御所詰所日記」28冊、(b)「仙洞光格上皇御所詰所日記」28冊、(c)新清和門院の「大宮御所日記」2冊、(d)「大宮新朔平門院御所詰所日記」1冊の所蔵が確認される。(b)の内容を部分けした「詰所日記部類目録」2冊も存在する。なお(b)と(c)は同じ函架番号を付与されており(F10-142)、計30冊として所蔵されている。宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題 歴史篇』(養徳社、1950年)、113～114頁参照。



**Records Management and Practical Organization of the Early Modern Imperial Court,  
“Kuchimuki”: Using the Kinri-Toritsugisho-Nikki**

**HOSOYA Atsushi**

The example of “Kuchimuki” is used in this paper to examine the actual circumstances of systematic records management in the early modern imperial court.

“Kuchimuki” refers to the organization responsible for the daily work of the early modern imperial palace. The persons in charge of the organization’s business are known as “Kuchimuki-yakunin”. These individuals hold positions that correspond to various businesses in the imperial court and contribute to its smooth operation.

Among these groups of officials, there is a position known as “Nikki-yaku” that is dedicated to records management. These individuals write the Kinri-Toritsugisho-Nikki, in which various events of the imperial court have been recorded. Seventy-one books still exist in the archives and the Mausolea Department of the Imperial Household Agency.

These records were thought to be used by “Toritsugi”, the primary profession of “Kuchimuki”, because of its duties. The various “Kuchimuki” professions were systematically mobilized for its creation and simplified use centering on “Nikki-yaku”. The information sources for these records were also thought to center on the documents brought to “Toritsugi” by each department of the imperial court.